

(1) 12月2日 鹿児島県 薩摩川内市

権利擁護支援のための中核機関

～必要性と求められる役割～

SIN法律労務事務所

弁護士 福島 健 太

今日お話しすること

- 1 中核機関とは
設置の根拠
必要性と求められる役割
- 2 設置されている中核機関の現状
権利擁護支援ニーズに対応できるものか
- 3 西宮市の権利擁護支援センター
運営体制とこれまでの取組状況

1 中核機関とは

① 設置の根拠

成年後見制度利用促進基本計画(基本計画)に規定

cf:基本計画とは、利用促進法において

「成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの」

「政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画」

としている

1 中核機関とは

そして、基本計画において

「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、**権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**を図る」

「**権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関**」と規定されている

そして、利用促進法にて、

体制整備を含めた施策を地域の実情に合わせて整備する責務が自治体にある

と規定されている

1 中核機関とは

第2期基本計画では、権利擁護支援を行う場面を

- 権利擁護支援の相談支援機能
- 権利擁護支援チームの形成支援機能
- 権利擁護支援チームの自立支援機能

に分け、中核機関の役割であるとした

そして、上記役割を果たすためにも、中核機関による地域連携ネットワーク機能の強化が必要であるとした

1 中核機関とは

② 中核機関の必要性

- 利用促進法や基本計画の記載

 - 「権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築」

 - 成年後見制度に限らないように読める

ただ、法律の名称から「成年後見制度」だけの機関にも

- 第1期計画までは、中核機関は成年後見制度に関して対応する機関で良いと考えられていた

1 中核機関とは

・これまでの国の考える中核機関の必要性(私見)

家庭裁判所の対応能力が限界にある

←利用者数の増加と職員数

不祥事対応と監督責任が果たせない

意思決定支援など専門性が担保できない

←後見活動の適否を判断することが困難

1 中核機関とは

法律上、家庭裁判所に監督義務があるので、最終的な監督は行うが、事前の対応を別の機関に行わせたい

→福祉的な専門性も有し、家庭裁判所には無い視点での助言も可能にしたい

行政を中心に新たな機関を設置することにし、家庭裁判所の負担を軽減させたい

※ 障害者権利条約との関係

1 中核機関とは

・福祉現場での中核機関の必要性

高齢者に関しては地域包括、障害者に関しては相談支援事業所が総合相談の窓口として対応

→成年後見制度に限らず、様々な相談の対応

→虐待や消費者被害、触法、相続など、法的な問題も少なくない

以上について、包括や相談支援事業所が自身のみで適切に対応できているか？必要な機関と連携できているか？

1 中核機関とは

※ 既存の相談窓口に対する必要性に応じた助言を行ったり、専門職への相談が可能となるよう体制を整備したり、他の専門機関との連携を図るためのネットワークを構築するなど、権利擁護支援全般の対応を可能とするための機関が必要

→権利擁護支援のための相談窓口としての中核機関

→第2期基本計画での考え方

cf:権利擁護支援とは

既存の相談機関を一次的窓口とし、中核機関を二次的窓口として、相談員が相談できる機関が求められている

←ケアマネやMSW、行政職員からも

1 中核機関とは

※ 成年後見制度に限定するとどうなるか

認知症高齢者の触法問題、障害のある方の就労問題、親族からの虐待事案などが相談された場合

→成年後見制度の利用では解決に至らない

→法的対応が必要なケースは法テラスを紹介

より専門的な福祉的な対応が必要なケースは・・・

相談者をたらい回しにしてしまう可能性あり

←中核機関にて総合的に対応すべき

1 中核機関とは

③ 中核機関が有すべき機能(私見)

・総合相談機能

成年後見制度に限らず、虐待や債務整理、消費者被害、相続、触法など権利擁護支援に関する問題に対応

cf:児童、DVについて

・後見の受任に関する機能

後見制度の利用が必要な事案で、円滑な利用を可能にするべく受任者を提供

→法人後見としての対応や市民後見人の養成なども

1 中核機関とは

③ 中核機関が有すべき機能

・ネットワーク構築機能

地域での権利擁護支援を実践するためには、中核機関以外の地域の資源が連携する必要あり

→関係機関と協議する機会を構築(協議会)

地域課題を抽出し解決に向け協議する委員会の設置

権利擁護支援活動の啓発のための研修などの開催

権利擁護支援者の養成と活動を支援する

←地域住民を巻き込んで活動していく

※ 権利擁護支援は地域作りである

←センターがあるだけでは権利擁護支援は実現しない

2 中核機関の現状

① 中核機関の設置状況

令和3年10月1日時点

全国で552か所にて、中核機関として活動

←全国市町村の31.7%

cf: 権利擁護センターを含めた機関 836市町村

※ 2020.4の権利擁護の集い開催に基づくアンケート調査
300か所以上へ依頼し、163か所から回答あり
→43か所が中核機関であるとの回答

2 中核機関の現状

② 活動内容

アンケート調査結果に基づく分析

- 成年後見制度に限らず対応しているセンター多い
 - 内容としては、包括への助言が多い
 - 虐待対応、触法事案への対応などは多くない
- 専門職との連携も多くのセンターで行っている
 - 専門相談の実施は半数程度
 - 理事の就任や運営委員会への出席などが多い

2 中核機関の現状

② 活動内容

・活動費用

多くは数百万円以上となっているが、中には数十万円のセンターも

←行政からの委託を受けておらず、受託法人からのみ支出している

・課題

活動費用の確保、職員の確保、専門職との連携、などが多い

2 中核機関の現状

③ 分析結果から見えてくるもの

- ・対象を後見に限らないとしつつも、現場のニーズに応えられていないのではないか

 - ←相談対応件数や専門職との連携状況から

- ・ニーズに応えるだけの体制が整えられていないのでは
→活動費用及び職員の体制

※ 職員の専門性と業務内容

3 西宮市の権利擁護支援センター

① 設置の経緯

- 従前より、西宮市は権利擁護支援活動が盛んな地域
→ 社協が運営する青葉園など、独自の実践をしていた
北野先生や清水さん、玉木さんなどの人材も
- PASネット前理事長の上田さんは、以前より権利擁護支援センターの設置を考えており、西宮市なら可能と判断
cf: PASネットは平成15年から活動
→ PASネットを通じて、権利擁護支援センター設置に向けた活動を開始

3 西宮市の権利擁護支援センター

① 設置の経緯

具体的には

地域の社会資源へのニーズ調査

全国の権利擁護支援活動をしているセンターを訪問

それを踏まえて行政との協議

※ 平成23年に、西宮市の単独事業として、高齢者障害者
権利擁護支援センターが設置された

cf: 芦屋市は平成22年に設置

宝塚市でも平成25年に設置

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

・設置当初

西宮市社協とPASネットで共同受託

←PASネットの法人後見機能に着目

←PASネットだけに全ての機能を任せられない？

・平成31年より、PASネットが単独で受託

→機材の重複、情報共有の難しさ、など弊害の解消

cf: 芦屋市は現在も社協と共同受託

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

・職員体制

西宮市からの受託事業に対応する職員

専従職員 6名

兼務職員 1名(PASネットの業務との兼務)

←実際にはもう1名加えて活動

※ センター職員向けのSV

・事業委託費

約4000万円

cf:西宮市の人口 約48万人

包括の数14か所

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

- 運営委員会の開催
年に2, 3回の開催

→学識経験者を委員長、法律職を副委員長として、センター活動で生じた課題の抽出と解決策の検討など、適正な運営のために協議

- ※ 虐待対応や市長申立てなどにおける市との見解の相違
→第3者的視点ですり合わせを行う

cf:市との事務連絡会の開催

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・総合相談事業

虐待対応を中心に、権利擁護支援に関する相談対応

→ 包括や相談支援事業所など既存の窓口を通じた2次的
相談窓口

※ 虐待対応のフロー図

専門職による定期及び臨時の相談の実施など

→ 毎週1回の定期相談

出張相談を含めた臨時相談

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・後見に関する事業

法人後見事業

→相談のあった事案について、後見人等の受け皿として

権利擁護支援者養成事業

→市民後見人を含む、地域で権利擁護支援活動を行う人材を養成し、活動フィールドの提供とバックアップを行う

活動フィールドとして

法人後見支援活動

日常生活自立支援事業の支援員

介護相談員派遣

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・広報啓発、ネットワーク構築事業

虐待対応や成年後見制度などの研修を専門職向けに開催
終活など権利擁護支援に関する市民向けセミナー開催

※ 市内の権利擁護支援活動を推進するため、市が設置する
権利擁護支援システム推進委員会に参加

→ 権利擁護支援センターの活動だけでなく、地域福祉計画など市全体の権利擁護支援に関する課題等について協議

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

事業実績報告と相談対応の実績の資料参照

- 専門相談の件数増加

→理由は定かではないが増加傾向にあり

cf:対応する専門職は人材バンクに登録ある方

→弁護士、司法書士及び社会福祉士に対し、活動の趣旨や費用等について説明し、承諾いただいた方を登録

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

- ・成年後見制度によらない財産管理ニーズの増加

→MSWより、ターミナル等におられる身寄りのない方について、入院費の支払や死後事務について対応を求められる

←財産管理契約、日常生活自立支援事業

※ 問題は財産があまりない方の場合

- ・虐待対応として、障害者の事案が少ない

→基幹相談との連携をより綿密に行う必要性

cf:施設内虐待事案の発生

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・法人後見業務

センター事業に関連して受任する場合、受任調整会議を行い、受任の適否を検討

→専門職受任が困難など、法人後見として対応すべき事由があるか否かを判断

cf: PASネット本体での受任件数 21年度末 50件

・権利擁護支援者養成事業

→現在は隔年で養成講座を開催

cf: 権利擁護支援者の登録数 100名弱

市民後見人 1名(すでに終了)

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・広報啓発事業

虐待対応について、改めて研修を開催

→市及び包括職員のスキルアップ

親族後見人向けの成年後見制度の研修開催

毎年年度末に、権利擁護推進フォーラムを開催

→本年度はオンライン開催とし、市外の方にも多く参加

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・ネットワーク事業

権利擁護システム推進委員会への参加

地域包括支援センター運営協議会への参加

市内の圏域ごとに行われる学習会に参加

市の権利擁護支援に関する課題の共有

cf: 包括や社協の地域活動

3 西宮市の権利擁護支援センター

⑤ 今後の課題

- 事業費の確保

- 職員の昇給に応じ、人件費を確保する必要あり

- 職員の確保、スキルアップ

- 専門性を含め、必要な人材を確保

- ← 職員の中で配置を検討

- cf: 事務職員の採用も

より2次的機能を充実させるためにスキルアップ必要

- ← 心理的アセスメント

※ 他の地域のセンター等との情報共有

3 西宮市の権利擁護支援センター

⑤ 今後の課題

- 市職員や包括との関係性

担当職員の移動に伴う対応の変化

→ 虐待認定や市長申立ての判断について

- ※ 客観的立場で助言等を行う機関の設置へ

→ 誰がこれを担えるのか

馴れ合いではなく意見を出しあえる関係へ

→ 事例検討や振り返りなど適宜開催

ご静聴頂きありがとうございました！

2021年度 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター 実績報告

<新規相談件数：相談経路別>

新規件数		本人	家族・親族	友人・知人	近隣・民生	高齢者あんしん窓口(包括)	障害者相談支援	介護支援専門員	福祉S事業者	医療機関	法律職	行政	社協	警察	その他	総計
	高齢	16	66	3	5	111	0	61	9	16	0	59	4	46	4	400
	障害	8	13	1	0	3	19	4	15	5	1	15	0	0	5	89
	他	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	5
	合計	26	79	4	5	114	19	66	24	22	1	75	4	46	9	494
前年度	36	51	3	4	126	25	56	8	19	3	67	10	15	10	433	

<業務報告：相談>

	成年後見制度			虐待対応	金銭管理・財産管理	債務整理・浪費	生活困窮	相続・遺言	権利侵害・DV	消費者被害	触法問題	福祉S利用・医療社S	一般相談法律	その他	総計
	制度説明	申立支援	後見活動支援												
高齢	764	579	39	1782	319	57	18	98	90	4	3	93	28	58	3932
障害	128	110	26	132	53	35	16	7	19	1	8	25	11	39	610
他	0	10	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	16
小計	892	699	65	1915	372	95	34	105	109	5	11	119	39	98	4558
前年度	1570	1448	79	2469	934	338	134	125	151	7	2	355	84	169	7865

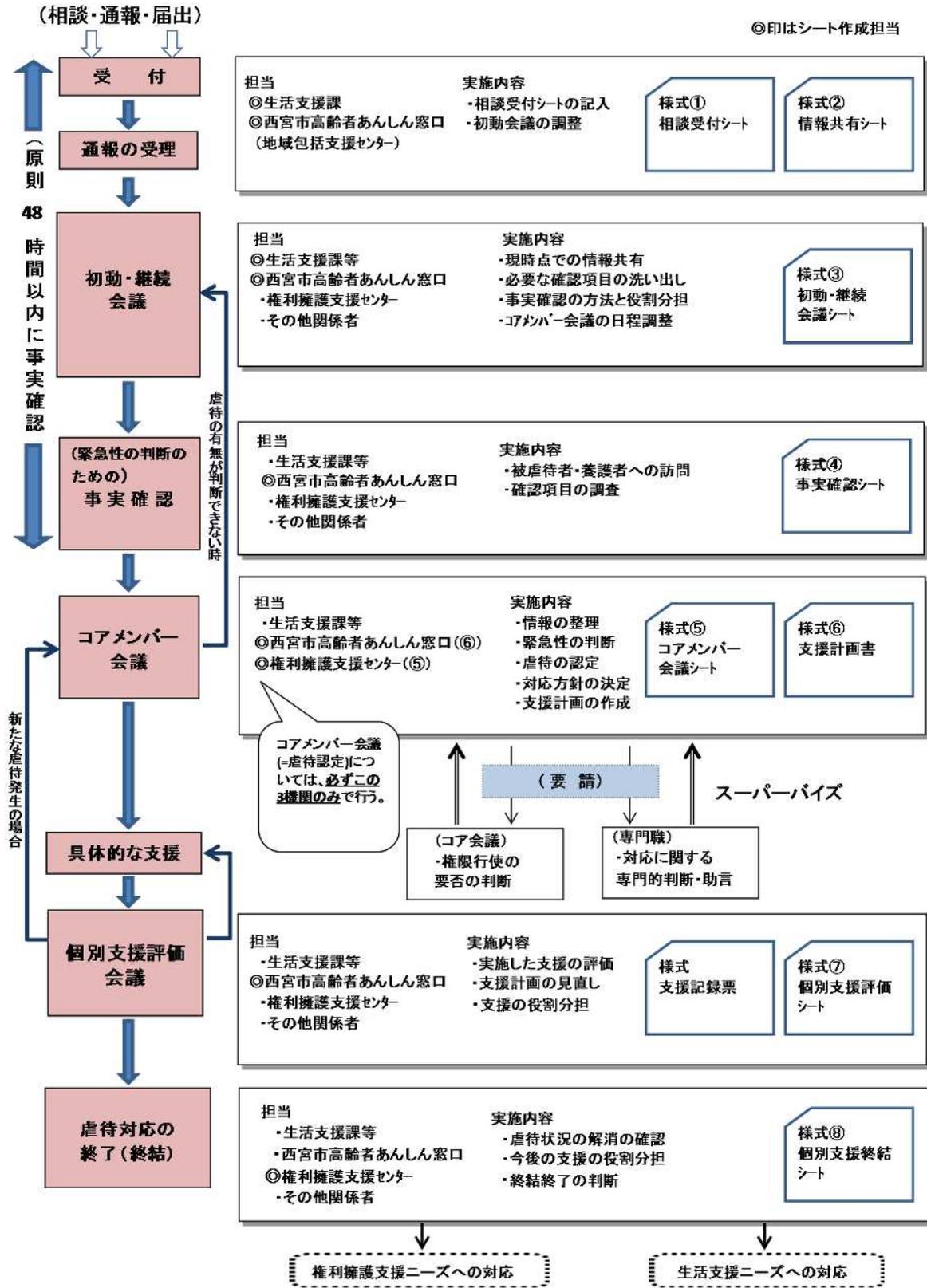
<支援方法>

方法	件数	前年度
相談対応	909	1406
専門相談	95	
調査・問合せ	20	
情報共有・打合せ	1255	3914
連絡調整	808	
同行訪問支援	49	85
支援者会議	40	134
その他関係会議	6	158
虐待対応会議	471	389
SV	22	339
その他	280	
合計	3955	6425

<専門相談>

《開催形式》	司法	弁護士	社福	小計	前年度
定期相談	27	33	5	60	66
臨時相談	22	8		35	68
合計	49	41	5	95	134
《相談者属性》	司法	弁護士	社福	小計	小計
高齢	38	33	3	74	94
障害	9	10	2	21	35
他	0	0	0	0	5
合計	47	43	5	95	134

西宮市高齢者虐待対応フロー



全国権利擁護支援ネットワーク



宮崎県西諸地区における 中核機関の活動状況

令和4年12月2日（金）

権利擁護センターみらい

理事長 瀬戸山 雅光

西諸地域の成年後見

- 平成17年
西諸地域で高齢者を狙った悪徳商法による消費者被害
- 平成17年7月
「成年後見ネットワーク小林」設立
- 平成24年
「成年後見ネットワークにしもろ」設立
- 平成28年4月1日
小林市社協が「成年後見センターこばやし」を設置
- 平成28年5月26日
(一社)「権利擁護センターみらい」設立

中核機関つなごの設立

- 平成28年5月
成年後見制度の利用の促進に関する法律施行～5年以内に中核機関を
- 平成30年
都城市が単独で設置
- 平成31年2月
延岡・西臼杵権利擁護センター設置
- 平成31年5月から勉強会（年6回）と相談会（年6回）
- 令和3年9月21日
中核機関つなご設置

「みらい」と「つなご」の人員配置

みらい	事務局長	社会福祉士（理事）	1名
	職員	社会福祉士	1名
		法人後見支援員	1名（研修中）
つなご	センター長	社会福祉士	1名
	職員	法人後見支援員	2名（1名研修中）

登録専門職	弁護士	1名
	司法書士	5名
	社会福祉士	9名
	法人	2名（みらい・小林市社会福祉協議会）

地域連携ネットワーク運営委員会（代表15機関）

所掌事務

- 成年後見ネットワーク西諸の運営に関すること。
- 中核機関つなごの運営について助言・評価・協力を行うこと。
- 成年後見制度に関すること。
- 地域課題の検討・調整に関すること。

裁判所・専門職・
行政関係

民生委員児童委員・
社会福祉協議会

成年後見ネットワーク西諸

金融機関・保健所・
病院関係

警察・障がい関係機関・
その他団体

相談 ⇒ 会議 ⇒ 意思決定 ⇒ 申立 ⇒ 後見人等 ⇔ 中核機関つなご

①相談者
(本人・家族・地域住民等)

②相談受付
(ケアマネ・相談支援専門員・
医療ソーシャルワーカー等)

③ケース検討
(中核機関で情報把握・検討)

支援検討会議

受任調整会議

顔合わせ

家庭裁判所への申立

後見人等
(親族後見・市民後見人・専門職後見人等)

地域連携ネットワーク



相談・啓発機能

- ▼相談窓口の明確化
(パンフレット、講演などで周知)
- ▼随時、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）からの相談対応が可能
- ▼2市1町へ訪問（病院・施設・行政など）相談対応
- ▼無料相談会および後見人等のつどい
毎月、2市1町で専門職2名
(弁護士・司法書士・社会福祉士) を配置

後見人等支援 機能

▼年1回 市民後見人セミナー

▼後見人等への情報提供、同行、相談支援、
専門職への斡旋 → 親族の方や初心者の方

▼家庭裁判所との意見交換会

宮崎家庭裁判所都城支部の管轄

西諸地区・都城市・三股町の中核機関



家庭裁判所

制度利用促進 機能

▼受任調整会議（マッチング）

毎月1回、対象者に適した後見人等の候補者を選定。
本人と候補者との顔合わせ

▼申立支援

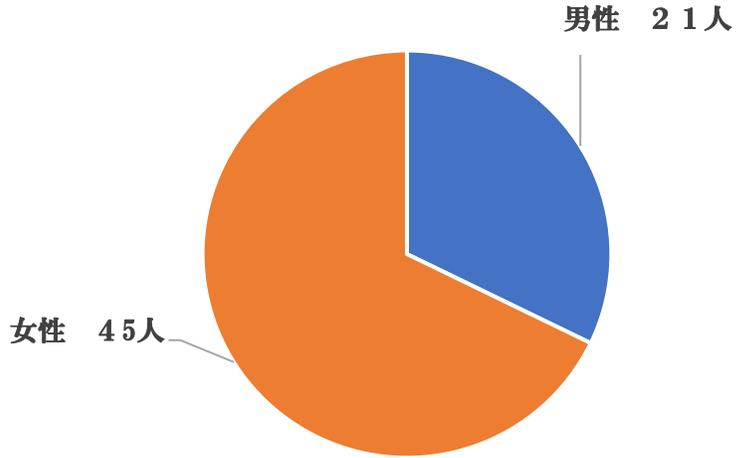
本人、家族にマニュアルを用いて申立を説明する。
専門職の申立に係る同行、情報支援

▼西諸地域の利用状況分析・集約など

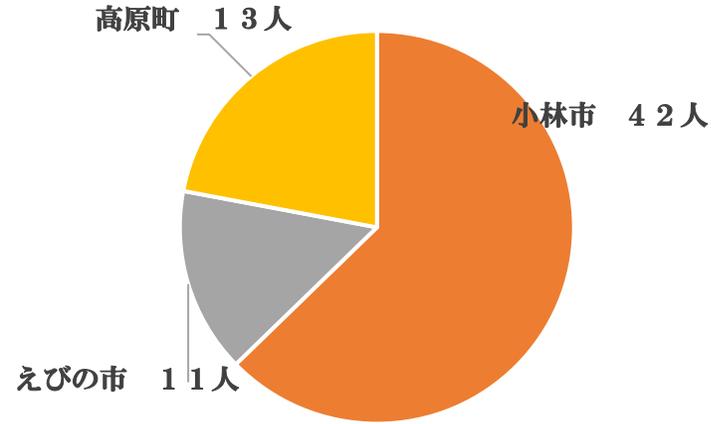


相談状況の内訳 ～ 令和 4年 4月～11月末日時点 (66件:実人数)

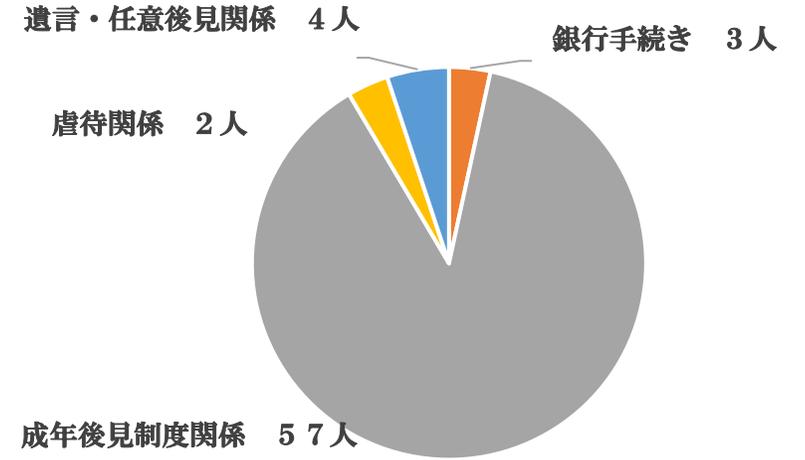
性別



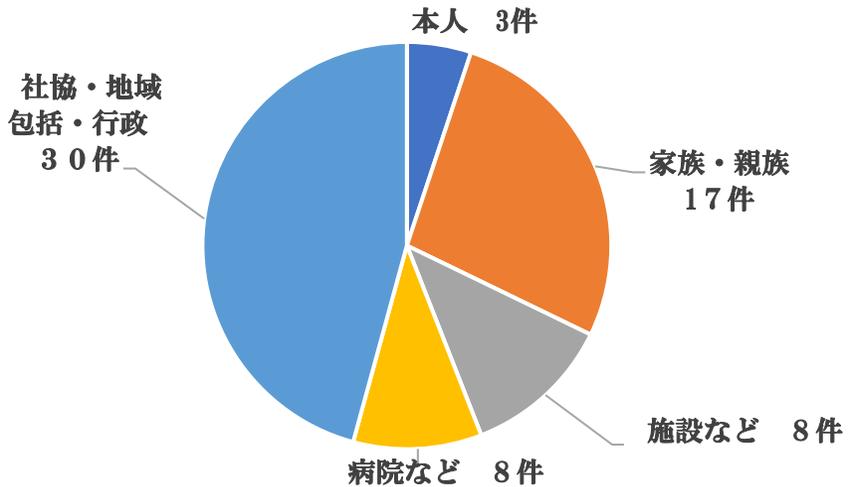
住所地



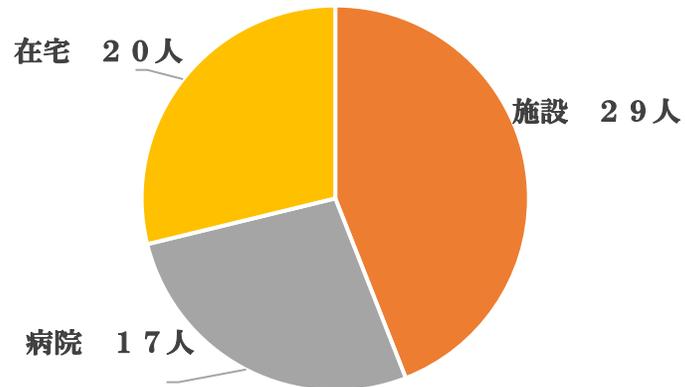
相談内容



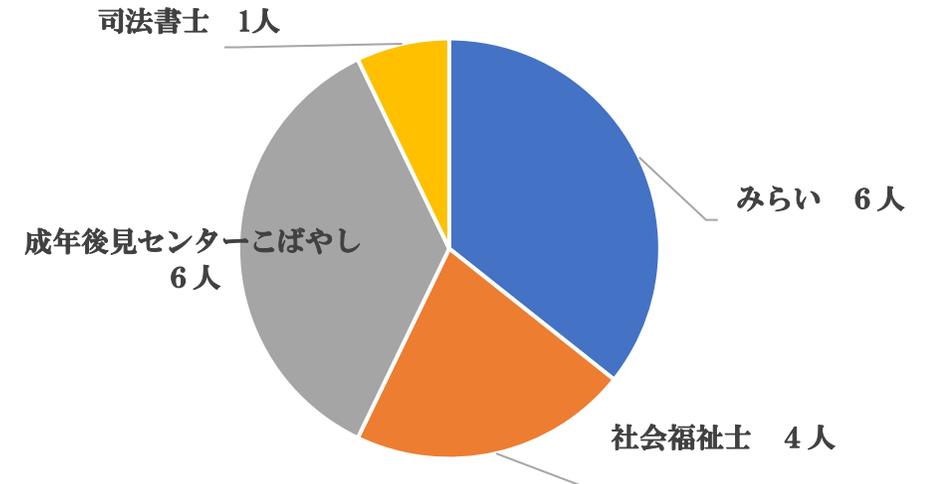
依頼元



所在地



受任先 (19件中、2件他界)



今後の課題

- 1 社会福祉協議会による法人後見
- 2 市民後見人の養成
- 3 人財確保
- 4 組織体制の整備



2022年度日本財団助成金事業
成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修



「権利擁護支援の実際と取り組み」 ～中核機関はじめの一步～

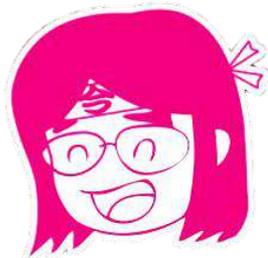
権利擁護支援を通じた地域づくり

2022年12月2日

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

今井 友乃



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県 知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）



知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある



後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・



後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。



後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

継続性・複数の目での
監視体制



個人より法人

利益相反の考え方



福祉の直接サービス
をしていない団体

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体



ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちたに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」 講師：NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」 主催：障害の親の会（県内）
	8		学習会「成年後見・第三者評価」 講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして、資金援助のお願いをする	県内、4か所ほどで講演を依頼され、知多地域での法人後見の実態を話す。
	3	バス視察ツアーの実施(先進地 東濃成年後見センターへ)知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に。	
2007	5	知多地域高齢者・障害者担当課長調整会議が5月に行われる。	県内外、4か所での講演依頼で、必要性を伝える
	6	これより、「5市5町成年後見利用促進事業調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中に、NPOと社協がオブザーバー参加した。	
	7		
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に対する啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域 権利擁護支援センターの体制

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- 平成19年11月 認可申請
- 平成20年 1月 認証
- 平成20年 2月 法人登記
- 平成20年 4月 本格的に事業展開
- 令和4年 4月

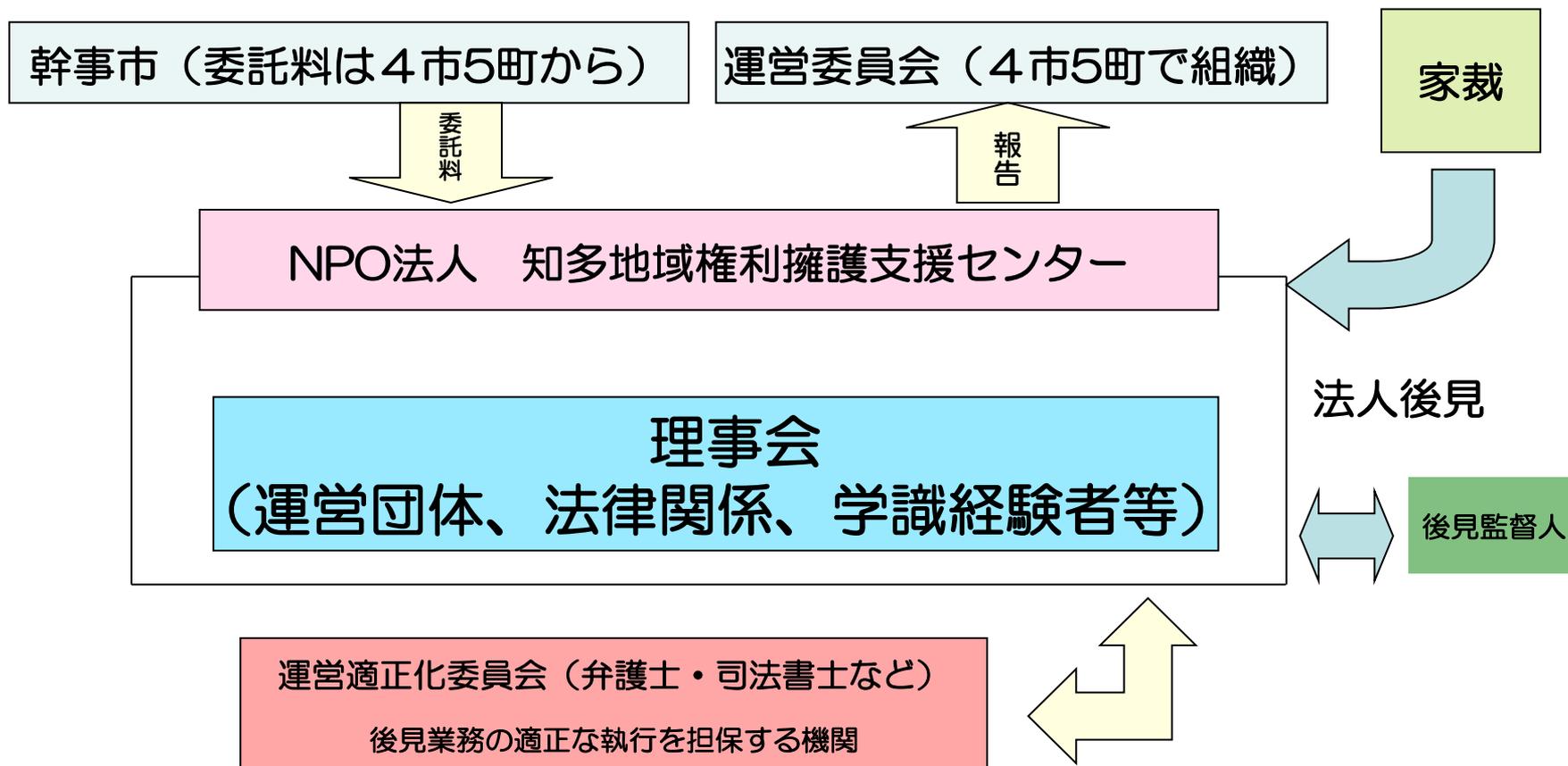
知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

(2) 財源

- NPO法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）

- (3) 職員体制
- 正規職員 7名 (社会福祉士等 男3、女4)
 - 緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与
 - 非正規職員 37名配置 (月1回から週5日まで)
(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(2) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
 - 後見類型... 306件（677件）
 - 保佐類型... 195件（317件）
 - 補助類型... 54件（76件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座

関係団体

- 行政職員研修

毎年2回 行政職員向けの講座

(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

- 年間相談件数

544件

成年後見制度の国の動向

- 成年後見利用促進法

平成28年4月5日成立、5月13日施行

→利用促進を図るために内閣府に「成年後見制度利用促進会議（議長・内閣総理大臣）」が設けられた。

- 成年後見利用促進基本計画

平成29年3月24日 閣議決定

→計画策定について各都道府県知事宛てに通知がでた。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

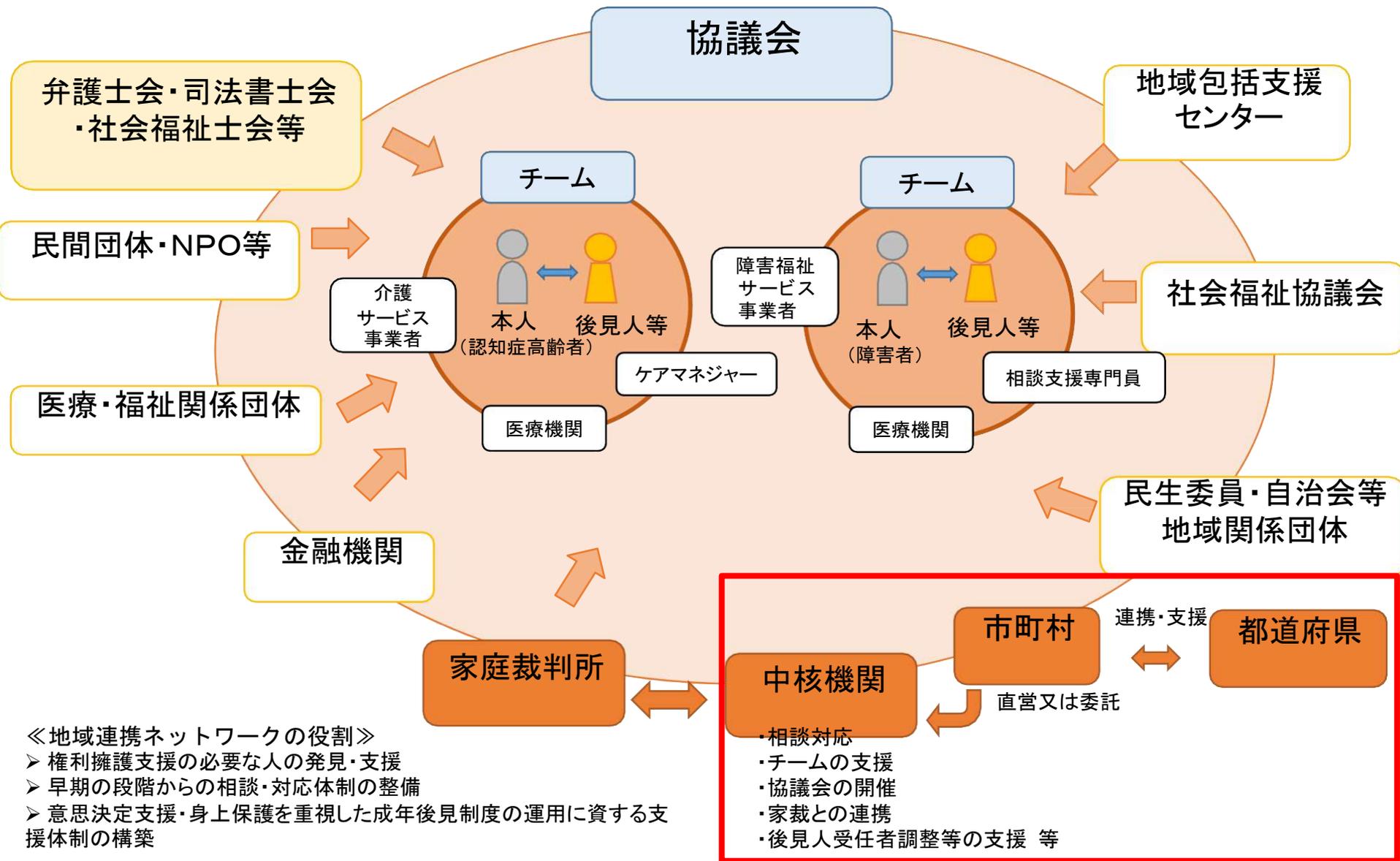
- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

地域連携ネットワークのイメージ



＜地域連携ネットワークの役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

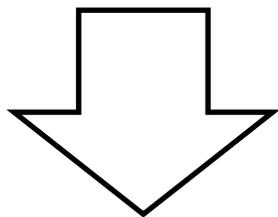
＜地域連携ネットワークの機能＞

- ・ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域成年後見センター
が行ってきた実践から今後
この地域に必要なことを
計画立てて行います



知多地域成権利擁護支援センター の特徴

1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

(1) 全国的にも珍しい展開

2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託

(1) 単独市町として実施困難な事業実施が可能

(2) 成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

(3) 委託料により、職員の身分も財政的に保障される

3 運営委員会の開催

- (1) 知多管内4市5町の福祉行政担当者と構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 委託事業の業務をチェック

4 運営適正化委員会の開催

- (1) 愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター
アイズ 推薦の弁護士、
成年後見センター リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士 で構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 後見業務等のチェック
- (4) 受任調整会議の機能を付加

5、知多地域権利擁護支援センター職員が 知多4市5町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、 積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催

- ①成年後見サポーター研修
- ②権利擁護サポーター講座
- ③ろうスクール
- ④成年後見制度 専門支援員養成研修
- ⑤成年後見フォーラム
- ⑥行政職員研修
- ⑦事業所セミナー

不定期な開催

- ①多職種連携ファシリテーション講座
- ②成年後見制度実務者連絡会
- ③身元保証を考える研修会
- ④終末期の医療を考える研修会
- ⑤虐待防止研修

法人内職員の研修

- 法人正規職員 外部視察研修
- 法人全員の研修 理念確認
- 全国権利擁護支援ネットワーク主催のフォーラム参加

★知多半島に置いての研修の回数と参加人数

対象は、民生委員、施設、育成会、ケアマネ、保健所、包括等

平成 年度	回数(回)	参加人数(人)
20	40	1647
21	22	1082
22	28	1110
23	12	418
24	9	250
25	13	428
26	19	696
27	18	889
28	14	915
29	22	1045
30	27	974

知多地域成年後見センター各種講座およびフォーラム参加者数	
講座・フォーラム名	参加者数
成年後見サポーター研修講座 H20~H30	558
権利擁護サポーター講座 H26~H30	105
成年後見制度専門支援員養成研修 H21~H30	195
ろうスクール H29 H30	52
成年後見フォーラム H20~H30	1127
行政職員研修 H21~H30	810
事業者セミナー H27~H30	164

成年後見サポーター研修講座

日 程	6月14日～7月19日	毎週
	金曜日	全6
回		
時 間	13:30～16:00	
会 場	武豊町中央公民館2F	視聴覚室
	受講料	1,000円
		(全6回分)
対 象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定 員	30名(先着順)	

●● 日程と科目 ●●

6月14日(金)

- ◆成年後見概論
- ◆柴田将人氏(愛知県弁護士会弁護士)

6月21日(金)

- ◆高齢者・障害者の権利侵害の現状
- ◆山田隆司氏(NPO法人東濃成年後見センター事務局長)

6月28日(金)

- ◆法定後見の申し立て手続き
- ◆前本好江氏(前本社会福祉士相談室)

7月5日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅰ
- ◆鈴木直幸氏(司法書士)

7月12日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅱ
- ◆板野珠実
- (NPO法人知多地域成年後見センタースタッフ)

7月19日(金)

- ◆後見人の実務
- ◆今井友乃(NPO法人知多地域成年後見センター事務局長)

成年後見制度とは？

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか？

十分には知られていないのが現状です。

申込み・問合せは
裏面をご覧ください

2019年度

じぶんのことは、じぶんできめる！

受講
無料

権利擁護サポーター講座

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全9回の講座です。

定員

40

日程 9月6日～11月22日

毎週金曜日 全9回

時間 13:30～16:30

	日程	講座内容
第1回	9月6日	地域でできること
第2回	9月13日	インタビューゲーム
第3回	9月20日	障がい等理解
第4回	9月27日	日常生活自立支援事業の概要と実態
第5回	10月4日	成年後見制度の概要と実態
第6回	10月11日	先輩の声
第7回	10月15日 ↓ 11月15日	同行訪問 (権利擁護の支援を利用して いる現場に出て学びます)
	11月22日	ふりかえり

会場 美浜町生涯学習センター
研修室



住所: 美浜町大字北方字十二谷125 TEL: 0569-82-6464

◆車の場合◆ 南知多道路・美浜ICより西へ500m

◆公共交通機関の場合
巡回ミニバス行ってきたバス自然号
書館下車すぐ

申込書 TEL・FAX・メールでお申し込みください。

知多地域成年後見センター
TEL (0562) 39-2663
FAX (0562) 39-2667

(ふりがな)		性別	男・女
氏名		TEL	
生年月日			
住所			

主催：特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

協賛：社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会
大府市社会福祉協議会
半田市社会福祉協議会
東浦町社会福祉協議会

阿久比町社会福祉協議会
知多市社会福祉協議会
武豊町社会福祉協議会

東海市社会福祉協議会
常滑市社会福祉協議会
南知多町社会福祉協議会

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島 ろうスクール

2019 in 美浜



「知多半島ろうスクール」は、人生のさいごまで、後悔しないで笑顔で暮らすための自分らしい生き方・老い方(老)と、生活を守るための制度や法律(Law)を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？ 認知症になったら？
相続ってどうするといいの？ 遺言は、書いた方がいいの？ 自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみませんか？



知多半島ろうスクール

開講日：10月10日（木）～11月21日（木）の毎週木曜日

全7回 13:00～16:30

※10月31日（木）については9:30～16:30

場 所：美浜町生涯学習センター （知多郡美浜町北方十

二谷）学 費：入学金 2000円

各講座 1回につき1000円 ※講師陣は弁護士・行政職員・福祉施設職員など各分野

の専門職をそろえております

7、情報共有の工夫

階層ごとのミーティング

- ・ 正規職員ミーティング 月2回
- ・ 正規職員 担当エリアミーティング 月1回
- ・ 責任者ミーティング 月1回
- ・ 非常勤ミーティング 月1回
- ・ 支援員ミーティング 月1回
- ・ 全体ミーティング 月1回

法人後見のメリット

- ① 継続性
- ② 困難事例に組織全体で取り組める
- ③ 法人社員それぞれの専門性の発揮が期待できる
- ④ 組織形態がしっかりしているので安全性が高い

知多の活動の映像

<https://youtu.be/tn8yeTockpo>、
<https://youtu.be/7frWlgHvTYo>

https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal_guardianship/#consul

後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある



行政の委託があるからできる

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。

2020 年度～
2024 年度

第1期
知多地域成年後見制度
利用促進計画

知多地域成年後見制度
利用促進計画策定委員会

2020 年 3 月

はじめに

5市5町の行政が協議して広域での「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」が策定されました。計画策定委員会には、知多地域成年後見センターをはじめ、多くの関係専門機関からの参加を得て、権利擁護支援の実践を踏まえた行政計画が実現しました。

権利擁護支援の実務担当の行政職員の参加を得た「計画担当者会議」は、複数のワーキンググループの形成にも波及し、策定作業においてとても頼りになりました。権利擁護支援がなかなか福祉行政の中心的な課題とならない中で、全国的には「利用促進計画」の策定には消極的な傾向があります。2019年7月現在の策定率は、7.3%に留まっています。

多くの自治体では、地域福祉計画に盛り込むことが想定されていますが、広域で策定する場合には、「利用促進計画」を単体で策定することが不可欠となります。広域を構成する市町が独自に地域福祉計画に反映させるにしても、まずは単体の計画を策定する必要があります。権利擁護支援を福祉行政の中心課題の一つとして捉える行政職員の覚悟と責任感が問われる計画だったと感じています。

本計画の成果は、策定過程において行政職員の責任感を強く感じる点ができました。それがなくては、計画は絵にかいた餅になります。計画は策定段階よりも、進行管理の段階がより重要となります。今後、進行管理のプロセスを通じて、計画項目の優先度や実施方法などの協議を継続することが重要です。その過程で、5市5町における権利擁護行政が形成・強化されることを期待します。

もう1つの成果は、幅広い権利擁護支援という視点で計画項目が構成されていることです。その背景には、知多地域成年後見センターのこれまでの多面的な取組の成果が反映されています。それと同時に、日本福祉大学が知多地域5市5町と共同研究を行うニッセイ財団「地域共生社会の実現に向けた地域包括支援体制構築の戦略」が大きく影響しています。

「利用促進計画」の策定の際は、5市5町が参加する広域のプラットフォームの実体化を図る重要な機会となりました。実際に、共同研究事業の成果である、身元保証や死後事務を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指した体制整備が計画項目として盛り込まれました。

この計画策定をきっかけに、知多地域において、地域福祉に根差した独自の権利擁護支援が広がっていくことが期待できると確信しています。

知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会
委員長 平野 隆之

目次

第1章 計画の趣旨と策定体制	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画策定の体制	2
3 計画の期間と進行管理	3
第2章 計画の目標と体系	4
1 重点目標.....	4
2 計画の体系と特徴	5
3 計画書の構成.....	6
第3章 計画項目と具体的取組	7
計画項目1 国の基本計画に基づく中核機関の整備	8
計画項目2 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及.....	9
計画項目3 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	10
計画項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備	11
計画項目5 障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり	12
計画項目6 ライフエンディング事業の整備.....	13
計画項目7 権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	14
計画項目8 地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化.....	15
計画項目9 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	16
計画項目10 権利擁護の理解を深める人材育成.....	17
計画項目11 地域における権利擁護の普及・啓発	18
計画項目12 地域福祉人材活用システムの広域的整備	19
資料編	20

第1章 計画の趣旨と策定体制

1 計画の趣旨と背景

1.1 計画の趣旨

多様な社会構造の変化の中で、様々な生活課題を抱えながら、私たちは暮らしています。そして、判断能力が不十分となった時、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人に伴走支援する人が、地域社会の中に必要です。

本計画は、全ての人が、本人の意思や尊厳を尊重しつつ、生きがいを持ち、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すための計画です。

本計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」となっていますが、内容は権利擁護支援計画としての性格を有します。国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）においても、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築が求められており、単に成年後見制度の利用促進に留まらない「権利擁護支援」の充実を目指します。

1.2 計画の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第1条では、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること」とされています。

また、促進法第14条第1項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と示されています。

知多地域では、半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町の5市5町において、2008年度から、広域で知多地域成年後見センター（以下「後見センター」という。）に業務委託し、成年後見制度の利用促進に努めてきました。促進法の施行を受けて、これまでの取組に基づき、広域で本計画を策定し、更なる権利擁護支援の充実を図ります。

2 計画策定の体制

2.1 5市5町による広域計画としての策定

5市5町においては、後見センターの実績をもとに、広域として本計画を策定する必要から、後見センターと幹事市が事務局となり、「知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、計画を策定しました。

本計画は、知多地域全域における、権利擁護支援の充実を図るための方向性を示したものです。計画の実施に当たっては、各市町において総合計画や地域福祉計画の理念や内容との整合性を図り、計画の進行管理の過程の中で、5市5町での調整を図りながら進めていきます。

2.2 策定委員会とワーキンググループによる検討

策定委員会は、5市5町職員（管理職）と後見センター、権利擁護支援に係る専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、関係機関により構成されています。策定委員会において、計画についての全体の方向性や今後の具体的施策についての合意形成を行いました。

また、現状の評価を踏まえ、権利擁護支援の現場からの声を反映させたボトムアップ型の計画にするために、策定委員会の下に5市5町の権利擁護支援（成年後見制度）担当者をメンバーとした「担当者会議」を設置し、さらにその中で以下の5つのワーキンググループを設置し、検討を行いました。

会議名	検討内容
担当者会議	計画項目全体についての検討・たたき台の作成
地域連携ネットワークワーキンググループ	地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所等での権利擁護ニーズへの対応や、後見センターとの連携についての意見交換
日常生活自立支援事業利用促進ワーキンググループ	社会福祉協議会からのヒアリング等を行い、日常生活自立支援事業の利用促進に向けての方策等の検討
ガイドラインワーキンググループ	中核機関ガイドラインや機能の明文化、後見センターの運営ガイドライン、法人受任ガイドライン等の必要性についての検討
人材育成ワーキンググループ	後見センターで実施している全ての研修の目的や位置付けの整理と、今後の人材育成の方向性の検討
単身世帯に対する安心サポートワーキンググループ	ライフエンディング事業の枠組や、知多地域で実際に事業を実施する際の対象者・費用等の検討

※委員の構成、開催日程等の詳細については、巻末の資料をご参照ください。

3 計画の期間と進行管理

3.1 計画の期間

本計画の計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。国の基本計画の期間は、2017年度から2021年度までの概ね5年間とされています。国の基本計画見直しを受けて、2022年度に中間見直しを行います。



3.2 計画の進行管理

策定委員会を本計画の進行管理を担う「成年後見制度推進計画推進委員会」に移行させるとともに、担当者会議を進行管理担当者会議として継続させ、定期的な情報交換・共有を行います。計画項目の優先度や実施方法などの協議を継続することで、計画の実現性を高めます。5市5町における合意形成を図り、権利擁護支援の充実に向けて相互に支え合うひとつの場として活用します。

第2章 計画の目標と体系

1 重点目標

以下の4点を計画の重点目標として定め、施策を推進します。

重点目標 A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備

成年後見制度の利用促進を担う中核機関を整備すると共に、法人後見等の後見の担い手の育成や、意思決定支援を含む支援の質の確保を目指します。

重点目標 B 幅広い権利擁護支援における事業の展開

成年後見制度の利用促進に留まることなく、判断の能力が衰えても誰もが地域で安心して暮らせる体制づくりを目指し、虐待対応、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の紛争解決、身元保証や死後事務を行うライフエンディング事業など幅広い権利擁護支援に関連する事業を展開します。

重点目標 C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備

地域での権利擁護支援のためには、多職種連携が不可欠であり、その基盤として、地域連携ネットワークを整備します。各市町において地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の一次相談の体制強化や、社会福祉協議会における日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の充実を図り、中核機関がそれらと有機的につながることで、広域の地域連携ネットワークを整備します。

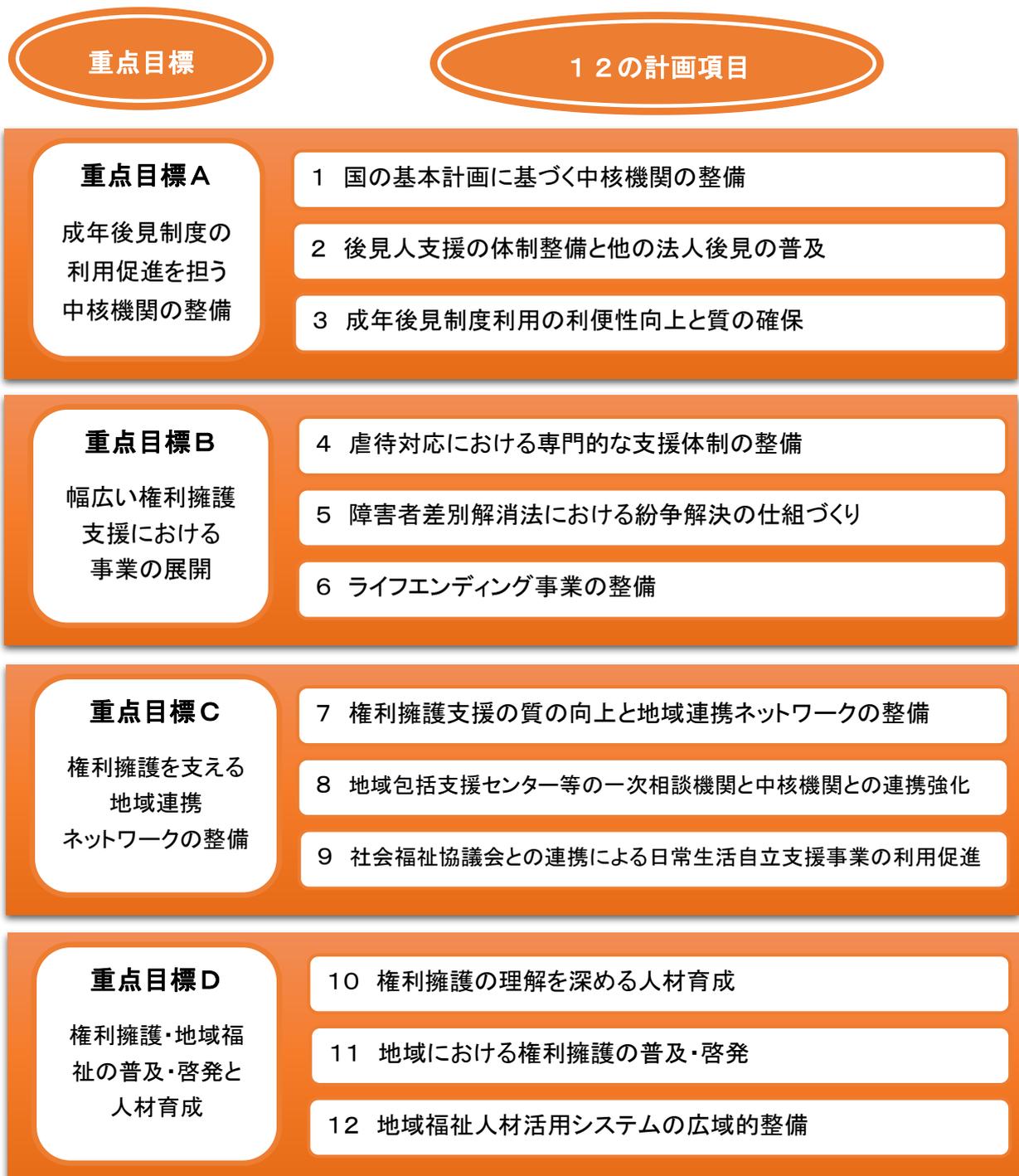
重点目標 D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成

後見センターがこれまでに実施してきた多種多様な研修を継続・充実させることで、地域での権利擁護支援や、地域福祉の担い手となる人材を育成します。

2 計画の体系と特徴

2.1 計画の体系

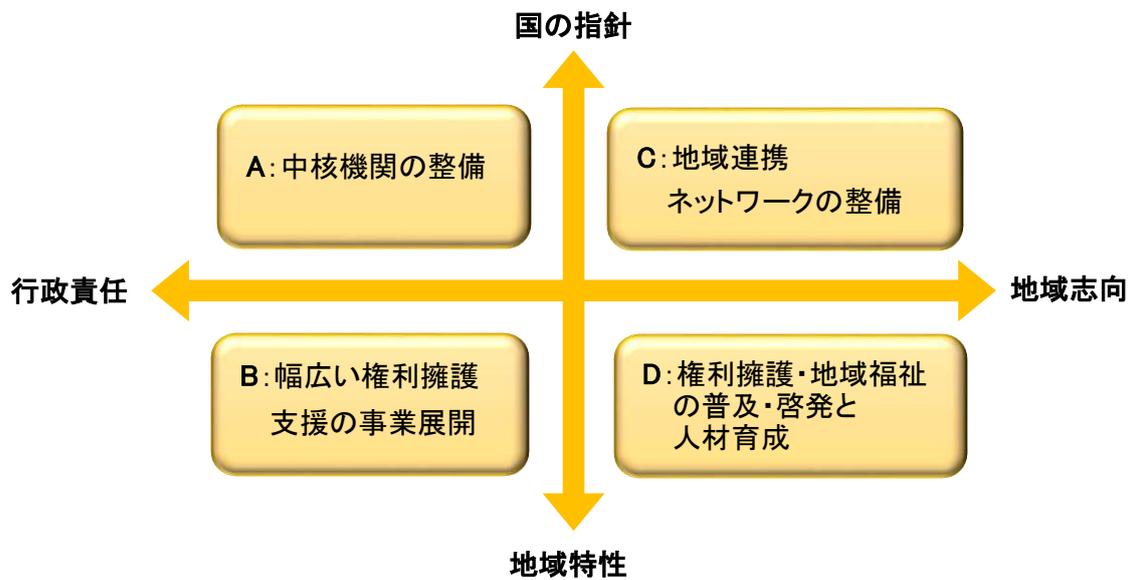
4つの重点目標ごとに3つの計画項目を定め、目標を実現するための具体的な取組を掲げています。全体として12の計画項目により構成されています。12の計画項目全体で、30の具体的な取組を掲げています。



2.2 計画の特徴

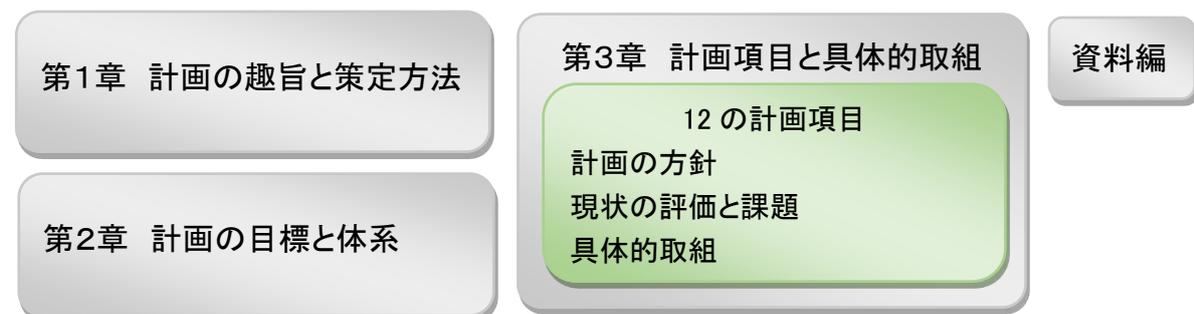
本計画は、下図のとおり、4つの方向性を持って策定されました。AとCは、国の指針を受けて中核機関の整備と、地域連携ネットワークについて定めています。その中でも、Aは行政責任、Cは地域志向を持つものとなっています。

それに対して、知多の地域特性と後見センター機能を活かし、BとDにおいて、国の基本計画の範囲を越えて幅広い権利擁護支援の事業展開を志向しています。10年に及ぶ後見センターの実績から展望できる新たな方向付けや、地域志向を重視した計画の柱だてが市町間で合意形成されています。



3 計画書の構成

計画書全体の構成は、以下のようになっています。第3章で、「12の計画項目」ごとに、「現状の評価と課題」として、その背景や理由、先行する取組を整理し、その上で、具体的取組を記載しています。



第3章 計画項目と具体的取組

以下では、12の計画項目ごとに、計画の方針、現状の評価と課題、具体的取組を記載しています。

計画項目		頁
重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備		
計画項目1	国の基本計画に基づく中核機関の整備	8
計画項目2	後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	9
計画項目3	成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	10
重点目標B 幅広い権利擁護支援における事業の展開		
計画項目4	虐待対応における専門的な支援体制の整備	11
計画項目5	障害者差別解消法における紛争解決の仕組みづくり	12
計画項目6	ライフエンディング事業の整備	13
重点目標C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備		
計画項目7	権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	14
計画項目8	地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	15
計画項目9	社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	16
重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成		
計画項目10	権利擁護の理解を深める人材育成	17
計画項目11	地域における権利擁護の普及・啓発	18
計画項目12	地域福祉人材活用システムの広域的整備	19

計画項目 1 国の基本計画に基づく中核機関の整備

方針

国の基本計画により、①広報機能（広報・啓発）、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの役割を持つ中核機関を整備することが求められています。知多地域では、後見センターがそれらの機能の多くを担っているため、既存の体制を活かした中核機関の整備を行います。

現状の評価と課題

後見センターにおける受任等の実績（件）

年度	後見受任	首長申立て
2008	20	8
2009	52	16
2010	86	11
2011	151	23
2012	211	27
2013	230	23
2014	296	23
2015	353	29
2016	402	34
2017	441	33
2018	489	34

○後見センターは、成年後見制度を必要とする人は誰でも利用できる体制を整え、支援を行っています。2018年度末で489人を受任しています。

○首長申立ても受任し、近年では年間30人を越えています。

○後見センターでは、どのような相談も断らない相談体制を心掛け、年間に実人数約500人、延べ約2,000件の相談を受けています。

○中核機関も、後見センター同様に、幅広い相談に応じるため、後見制度を必要とする人が、適切に利用できる体制の整備が求められます。そのため、どのような相談等にも対応できる人材を育成し、専門的な相談体制の整備を図ります。

具体的取組

- 1-1 後見センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。
- 1-2 広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。
- 1-3 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。

計画項目2 後見人支援の体制整備と

他の法人後見の普及

方針

中核機関の4機能のうち、④後見人支援機能については、新たに体制を整備し、支援の充実を図ります。中核機関は後見人支援として、親族後見人や専門職後見人への支援と合わせ、継続的・安定的な後見の体制整備に向けて多様な法人後見の普及と支援を行います。知多地域での法人後見は後見センターが主に担ってききましたが、今後、中核機関としての体制を確保するためにも、他法人による法人後見の体制を整え、多様な後見の担い手を確保していくことを目指します。

現状の評価と課題

○後見センターでは、これまでに右表のとおり、後見人支援を行ってきました。

○親族後見人には、報告書の作成や後見人交代等の支援を行っています。また、親族後見人の支援ネットワークの構築も、今後必要になると思われます。

○専門職後見人に関しても、後見センターとしての法人後見の経験蓄積から相談支援を行っています。

○これまで、後見センターが知多地域において、広く後見ニーズに対応してきました。一方、今後、中核機関としての役割を果たす上では、公正な受任調整や後見人支援を行う必要があり、利益相反の課題もあります。利用者にとってメリットを実感できる制度とするため、後見センター以外にも、広く専門職後見人や法人後見を行う団体を選択できる状態とする必要があります。後見センターの経験の蓄積を活かし、専門職後見人や法人後見団体の育成と公正な仕組づくりが必要です。

後見人支援実人数（人）

後見人支援	人数
親族	41
弁護士	2
司法書士	3
社会福祉士	1
その他	2
合計	49

2008～2018年度分

具体的取組

2-1 中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人など後見人の担い手の確保や、親族後見人のサポートなど後見人支援の充実を目指します。

2-2 法人後見については、これまでの後見センターが主な担い手となっていた仕組を改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。

2-3 社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。

計画項目3 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保

方針

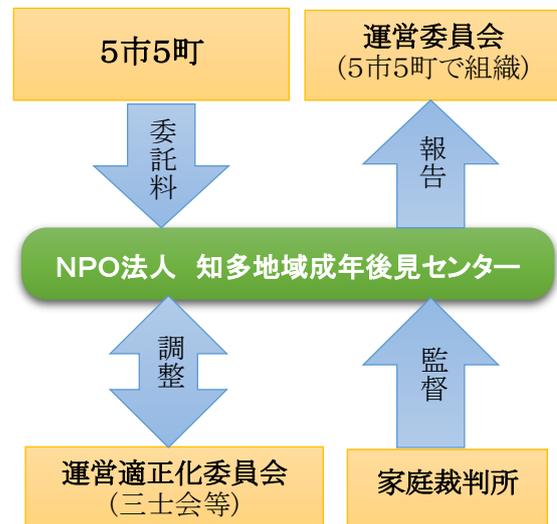
誰もが安心して利用でき、利用者がメリットを実感できる制度にするため、利用援助の整備と、適正な後見人の選任や、後見人による意思決定支援の普及を目指します。

現状の評価と課題

○後見センターは、誰もが地域で成年後見制度を利用できるように、どのような相談も断らない支援を行い、地域のセーフティネットの役割を果たしてきました。今後、後見センター以外の法人後見受任団体を育成するに当たり、より広い利用援助の仕組みを検討する必要があります。

○適正な後見人の選任に関しては、後見センターが受任依頼を受けることのほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人への仲介も行います。また、専門職後見人からの、後見人交代の依頼を受けることもあります。受任調整においては、中立性を担保するため、県内の弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士が参加した運営適正化委員会を開催しています。

○後見センターでは、被後見人の意思決定支援を尊重して後見人業務を行ってきました。今後も、法人後見受任団体の育成や、後見人支援に当たっては、意思決定支援を尊重した支援を行う必要があります。



具体的取組

- 3-1 低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、5市5町において利用援助を行います。
- 3-2 適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。
- 3-3 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。

計画項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備

方針

被虐待者には判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者も多く、成年後見制度の利用を必要とする場合もあります。高齢者・障害者の虐待対応は、5市5町が虐待の判断、認定、行政権限の行使など、迅速かつ適切に行う必要があります。そのため専門的な判断が必要となります。5市5町と中核機関や専門職との連携の下、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。

現状の評価と課題

- 虐待認定等は5市5町が行いますが、虐待対応や判断には専門性が必要であり、異動を伴う行政組織においては、判断の質を一定に保つことが難しい面があります。
- 後見センターの後見受任ケースには、虐待の案件が多く含まれています。そのため、5市5町や地域包括支援センター、障害者相談支援センターと一緒に行動することも多く、チームとして虐待事例への対応を行っています。
- 後見センターは5市5町で開催されている虐待防止連絡協議会に参加し、法律の専門職との連携のもと、福祉と法律をつなぐ機能を果たしてきました。
- 後見センターでは、虐待防止研修の開催、5市5町等で実施される虐待防止研修の講師派遣等を行ってきました。中核機関においても引き続き、虐待対応の専門的な知識や技術を活かし、知多地域における虐待防止の普及・啓発に取り組む必要があります。

具体的取組

- 4-1 成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを、専門職の協力を得て構築します。
- 4-2 中核機関は、5市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的に開催します。

計画項目 5 障害者差別解消法における

紛争解決の仕組づくり

方針

障害者差別解消法は、国・都道府県・市町村や、企業や店舗などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。障害のある人が不当な差別的扱いを受けたり、合理的配慮をしてもらえなかったりすることがないように、障害者が安心して相談でき、権利が護られる紛争解決の体制を整備します。

現状の評価と課題

- 5市5町に、障害者差別解消法に基づく協議会等が設置されていますが、具体的な紛争解決への対応については、高度な専門性が求められることから、知多地域全域で取り組んでいく必要があります。
- 後見センターの有する専門的な知識や技術を活かし、知多地域における紛争解決の仕組づくりを進める必要があります。
- 紛争解決の仕組づくりを進めるに当たっては、先進地域におけるADR（裁判外紛争解決手続）の事例などを調査研究する必要があります。

具体的取組

- 5-1 障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。
- 5-2 障害者差別解消に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組づくりを進めます。
- 5-3 障害者差別解消法における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。

計画項目6 ライフエンディング事業の整備

方針

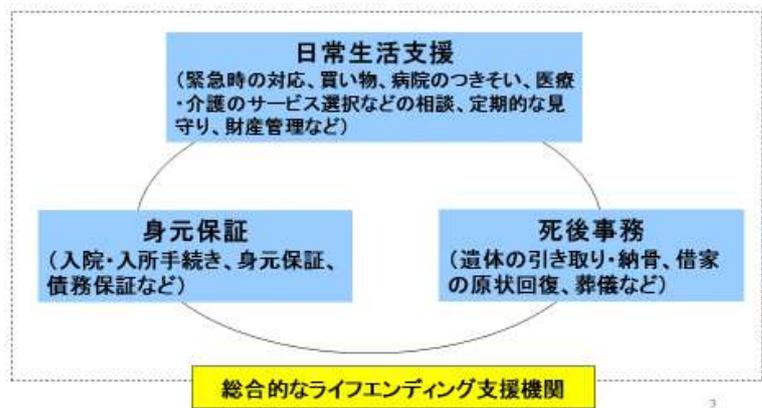
ひとり暮らしで頼れる親族がいない等で、突然の入院の際の対応や、転居と施設入所の際の保証人、死後の身辺整理などに不安を抱えている人は少なくありません。特に、死後のお墓の準備や財産の整理などは、判断能力のあるうちから準備することが大切です。民間サービスもありますが、高額であったり、金銭的なトラブルが生じたりといった課題もあります。誰もが安心して、人生の最期を迎えることができるように、地域での支援体制を整備します。

現状の評価と課題

○5市5町では、身寄りのない人の死後の課題への相談が増えています。死後の課題は、弁護士や葬儀会社で解決できるものもありますが、行政が担うべきものも少なくありません。その中でも生活保護には該当せず成年後見制度を使うほど判断能力が低下していない人は、対応できる制度がないため、葬儀や財産の処理など行政の役割を整理する必要があります。

○身寄りのない高齢者の中には、施設入所の際の保証人や、死後事務について不安を抱え、事前に備えをしておきたいと考える人も多くいます。民間のサービスもありますが、経済的に余裕のない人には利用が難しい点や、倒産などから預託金が返還されないトラブルなどの課題もあります。

○後見センターは、成年後見制度を通じて、身元保証や死後事務について、知多地域のセーフティネットとしての役割を担っています。後見センターの有する知識や技術を、広く不安を抱える人たちへの支援に活かすことが必要です。



具体的取組

- 6-1 権利擁護支援として、身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。
- 6-2 これまでの後見センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。

計画項目7 権利擁護支援の質の向上と

地域連携ネットワークの整備

方針

意思決定支援を尊重した成年後見制度の利用促進や、幅広い権利擁護支援において、医療・保健・福祉・司法の連携が不可欠となります。5市5町での地域ケア会議や障害者自立支援協議会などの既存の会議を活かした、医療・保健・福祉のネットワークを基盤とし、中核機関が中心（事務局）となり、司法も加わった広域での地域連携ネットワークを重層的に整備します。

現状の評価と課題

- 後見センターは、成年後見人や権利擁護支援団体の立場として、5市5町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人の参加を保障したり、代弁を行う役割を担っています。その際、権利擁護支援（意思決定支援）の視点をもっていることが強みと言えます。
- 成年後見制度は司法と福祉の連携が不可欠であり、5市5町と家庭裁判所が地域の課題を情報共有する必要があります。後見センターに設置された「運営委員会」は、そうした情報共有ができる場のひとつとなっています。
- 地域連携ネットワークを整備するためには、5市5町の地域包括支援センターや障害者相談支援センターと後見センター等との連携が不可欠です。5市5町で支援の質に格差が生じないように、行政と各支援機関の綿密な連携を図る必要があります。本計画の地域連携ネットワークワーキンググループでも、5市5町の関係機関が一堂に会して情報を共有する権利擁護支援のための会議が必要であるという認識が示されました。

具体的取組

- 7-1 中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。
- 7-2 広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。
- 7-3 広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。
- 7-4 家庭裁判所や医療関係者などと定期的な情報交換を行います。

計画項目 8 地域包括支援センター等の

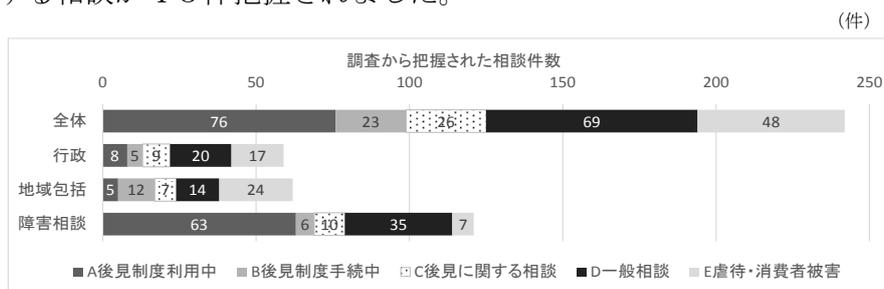
一次相談機関と中核機関との連携強化

方針

権利擁護や成年後見制度に関する相談は、5市5町の地域包括支援センターや障害者相談支援センター等が一次相談機関として受け付け、より専門的な二次相談機能を持つ中核機関等につながります。相談の内容から、権利擁護支援の必要性（ニーズ）をアセスメントして、適切な支援につなげる必要があります。中核機関との連携を強化することで、5市5町の一次相談機関の権利擁護支援機能の強化を図ります。

現状の評価と課題

- 一次相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センター等における権利擁護ニーズをキャッチする力や中核機関につなぐか否かの判断は、市町や相談機関によって異なるため、統一的な基準づくりが必要です。住民に身近な一次相談機関が幅広い権利擁護相談に適切に対応し、専門的支援が必要な場合は、中核機関につなぎ、連携して支援できる体制の整備が必要です。
- 本計画の策定に当たり一次相談機関である地域包括支援センター、障害者相談支援センター、市町窓口において、権利擁護ニーズ調査を実施しました。その結果、2018年10～11月の2か月間で、成年後見制度利用中の相談が76件、手続き中の相談が23件、後見利用の相談が26件、一般相談からの権利擁護ニーズの発見が69件、虐待・消費者被害に関する相談が48件把握されました。



具体的取組

- 8-1 適切なニーズアセスメントや支援機関へのつながりができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。
- 8-2 中核機関へのつながりを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、5市5町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。

計画項目 9 社会福祉協議会との連携による

日常生活自立支援事業の利用促進

方針

利用者の判断能力に応じて、適切に日常生活自立支援事業を利用できるよう、体制を整備します。また、判断能力の低下による成年後見制度への移行がスムーズにできるよう、5市5町の社会福祉協議会と中核機関との連携を強化します。

現状の評価と課題

- 現在の成年後見制度は後見人が財産管理等について代行決定できるものであるため、意思決定支援が十分でない場合、利用者の権利侵害となる危険性もあります。判断能力が不十分であるものの、まだ自分で判断が可能な人への日常的な金銭管理やサービスの利用援助の支援として、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業があります。権利擁護支援の観点からは、できるだけ日常生活自立支援事業を利用することが、適切な意思決定支援であると言えます。
- 現在、社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の実績は5市5町で差異がある状況です。認定審査の仕組みや予算、人材の確保などの課題もあり、全体的なニーズに対して利用が少ないのが現状です。一方、後見センターにおける成年後見制度利用者においては、保佐・補助類型の利用も多く日常生活自立支援事業へ移行できるものも少なくありません。社会福祉協議会と後見センターでの情報共有や、人材の活用など連携を進める必要があります。

自治体	問合せ(件)	実利用者(人)	自治体	問合せ(件)	実利用者(人)
半田市	20	84	阿久比町	2	4
常滑市	2	2	東浦町	14	4
東海市	17	14	南知多町	3	9
大府市	39	22	美浜町	7	6
知多市	10	5	武豊町	7	28

※「問合せ」は、2018年度分。「実利用者」は、2019年3月末日現在。

具体的取組

- 9-1 保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。
- 9-2 社会福祉協議会と協議・調整の上、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行など、一体的な運営を図ります。

計画項目 10 権利擁護の理解を深める人材育成

方針

権利擁護支援に係る後見センターの人材育成のノウハウや体制を活かし、5市5町、専門職、地域住民等、権利擁護支援を担う幅広い人材を育成します。

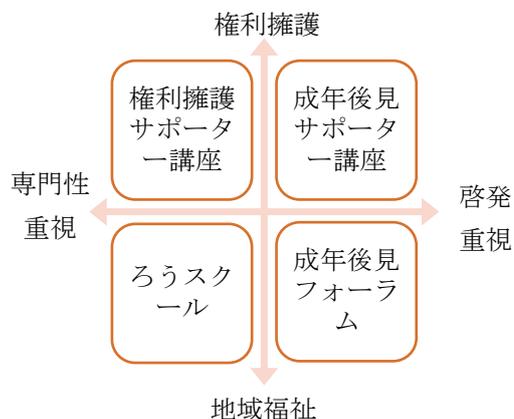
現状の評価と課題

○後見センターは、地域で権利擁護支援を担う人材の育成のため、さまざまな研修を展開してきました。これまでの研修事業の参加者総数は、右表のとおり多くの実績となっています。これらの研修は、後見センターの自主事業として、独自に展開してきたものも含まれます。

講座・フォーラム名	開始年度	参加者総数
成年後見サポーター講座	2008年～	558人
権利擁護サポーター講座	2014年～	105人
成年後見制度専門支援員養成研修	2009年～	195人
ろうスクール	2017年～	52人
成年後見フォーラム	2008年～	1127人
行政職員研修	2009年～	810人
事業者セミナー	2015年～	164人

○5市5町職員が参加できる研修プログラムも用意されており、10年間の実績で、総参加者は810名にも及んでいます。また、愛知県弁護士会半田支部と共催で、事業者セミナーも開催しており、地域連携ネットワークの基盤にもなっています。

○後見センターの研修プログラムは、多様な目的・内容で実施されており、概ね右図のとおり4つの類型に分類することができます。権利擁護に関する内容として、地域福祉志向の研修にも取り組んでおり、地域福祉人材の活用条件を与えています。また、不定期な事業として「身元保証を考える研修会」を実施しており、計画項目6の内容に関連しています。



具体的取組

- 10-1 権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。
- 10-2 地域住民だけではなく、5市5町や事業所も対象とした研修会を実施します。

計画項目 1 1 地域における権利擁護の普及・啓発

方針

成年後見制度のほか、ライフエンディング事業や、日常生活自立支援事業など、地域で最期まで安心して生活するために必要となる幅広い権利擁護支援の普及・啓発に取り組みます。

現状の評価と課題

○後見センターでは、成年後見制度を始めとする各種研修等を通して、これまでに多くの広報啓発活動を行ってきました。その対象は、行政職員、民生委員、ケアマネジャー、包括支援センター職員等多岐に渡ります。地域の消費者委員や引きこもりの親の会、不登校の子の親の会など、福祉専門職以外にも広く地域への啓発を行っています。

○後見センターによる研修は成年後見制度のほか、「身元保証」「終末医療の問題」「ファシリテーション」など、幅広い内容のものとなっています。

○今後は、ライフエンディング事業や、日常生活自立支援事業など、新たなテーマの研修等を実施する必要があります。

知多地域における研修の回数と参加人数

年度	回数(回)	参加人数(人)
2008	40	1,647
2009	22	1,082
2010	28	1,110
2011	12	418
2012	9	250
2013	13	428
2014	19	696
2015	18	889
2016	14	915
2017	22	1,045
2018	27	974
合計	224	9,454

具体的取組

- 1 1 - 1 成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。
- 1 1 - 2 成年後見フォーラムを、年に1回、5市5町を巡回する形で開催します。

計画項目 1 2 地域福祉人材活用システムの広域的整備

方針

成年後見制度を始めとする権利擁護に関する多種多様な研修の修了者に、今後、権利擁護支援に積極的に携わってもらえるよう、人材バンク等の活用システムを整備し、5市5町の地域福祉人材とその活躍の場とのマッチングに取り組みます。

現状の評価と課題

- 後見センターがこれまで養成してきた数多くの人材にとって、必ずしもその活躍の場が十分であったわけではありません。そのため、各種研修修了者を対象とした人材バンクを構築するとともに、その活躍の場を整備する必要があります。
- 特に次の2つの講座は、連続で受講する講座となっており、地域で活躍できる人材育成としての性格を強く持ちます。後見センターの成年後見支援員としての活躍以外に、日常生活自立支援事業や、各地域での地域福祉活動での活躍が期待されます。

権利擁護サポーター講座	ろうスクール
社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員又は後見センターの支援員を養成する講座です。地域福祉、障害特性、認知症、日常生活自立支援事業、成年後見制度について学びます。	人生の最期まで、自分らしく生きるために、各種社会制度や法律について学ぶ講座です。離婚、生命保険、遺言、相続、墓、葬式、介護保険など扱うテーマは多岐に及びます。

具体的取組

- 1 2 - 1 社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。
- 1 2 - 2 社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。

資料編

策定委員会名簿

氏名	所属等
平野 隆之	日本福祉大学 社会福祉学部 教授 (策定委員長)
竹内 正	医師 知多郡医師会
柴田 将人	弁護士 愛知県弁護士会半田支部
鈴木 直幸	司法書士 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
今澤 和代	社会福祉士 愛知県社会福祉士会
岡田 昌大	精神保健福祉士 愛知県精神保健福祉士協会
三宅 和人	知多圏域相談支援アドバイザー
神野 規男	東海市社会福祉協議会 事務局長
萱野 佐知子	大府市地域包括支援センター センター長
福永 愛子	愛知県半田保健所 健康支援課長
榊原 宏之	半田市 福祉部 地域福祉課長
近藤 彰洋	常滑市 福祉部 福祉課長 (副委員長)
徳永 龍信	東海市 市民福祉部 社会福祉課長
近藤 恭史	大府市 福祉子ども部 高齢障がい支援課長
永井 智仁	知多市 福祉部 福祉課長
竹内 久敬	阿久比町 民生部 住民福祉課長
三浦 里美	東浦町 健康福祉部 障がい支援課長
田中 直之	南知多町 厚生部 保健介護課長
高橋 ふじ美	美浜町 厚生部 福祉課長
長澤 秀喜	武豊町 健康福祉部 福祉課長
今井 友乃	知多地域成年後見センター 事務局長
オブザーバー	
吉田 憲司	名古屋家庭裁判所半田支部 主任書記官

事務局

奥田 佑子	日本福祉大学 権利擁護研究センター
金森 大席	知多地域成年後見センター 事務局次長
小代 忠明	知多地域成年後見センター 専門相談員
藤井 美和	知多地域成年後見センター
板野 珠実	知多地域成年後見センター
間瀬 優花	知多地域成年後見センター
土居 まゆり	常滑市 福祉課 (幹事市)
水野 沙織	常滑市 福祉課 (幹事市)

策定委員会開催実績

第1回	2019年	5月15日	14時30分～16時	常滑市役所
第2回	2019年	8月30日	14時30分～16時	常滑市役所
第3回	2019年	11月25日	15時～17時	常滑市役所
第4回	2020年	1月29日	13時30分～15時	常滑市役所

計画策定担当者会議名簿

所属等	氏名
半田市 地域福祉課	内藤 誠
常滑市 福祉課	土居 まゆり
常滑市 福祉課	水野 沙織
常滑市 高齢介護課	阿部 公美
東海市 社会福祉課	吉田 徹
東海市 社会福祉課	木村 智明
東海市 高齢者支援課	井上 綾
東海市 高齢者支援課	坂田 拓矢
大府市 高齢障がい支援課	太田 佑樹
大府市 高齢障がい支援課	小島 紳也
知多市 福祉課	古田 明香
知多市 長寿課	山田 智子
阿久比町 住民福祉課	森 絵美子
東浦町 障がい支援課	伴 雄二
南知多町 保健介護課	内田 健二
南知多町 福祉課	井上 和貴
美浜町 福祉課	夏目 貴子
美浜町 福祉課	三枝 美代子
武豊町 福祉課	伊藤 太一
日本福祉大学	平野 隆之
日本福祉大学	奥田 佑子
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席
知多地域成年後見センター	板野 珠実

担当者会議開催実績

第1回	2019年	6月25日	14時～16時	常滑市役所
第2回	2019年	7月29日	10時～12時	常滑市役所
第3回	2019年	8月20日	15時～17時	メディアス体育館ちた
第4回	2019年	9月27日	14時～16時	常滑市役所
第5回	2019年	10月23日	14時30分～16時	常滑市役所
第6回	2020年	1月9日	14時～16時	常滑市役所
第7回	2020年	1月22日	10時30分～11時30分	日福大東海キャンパス

ワーキンググループ名簿・開催実績

地域連携ネットワークワーキンググループ

2019年 7月26日 14時～16時 知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市社会福祉協議会 とこなめ北・中部高齢者相談支援センター	出口 須美子
知多学園 とこなめ南部高齢者相談支援センター	廣瀬 渉
東海市社会福祉協議会 東海市高齢者相談支援センター	小山 佳邦
大府市社会福祉協議会 大府市高齢者相談支援センター	安居 智
知多市社会福祉協議会 知多市高齢者相談支援センター	白城 美千代
知多市社会福祉協議会 知多市高齢者相談支援センター	横山 嗣信
阿久比町 地域包括支援センター	菊地 修一
東浦町社会福祉協議会 東浦町高齢者相談支援センター	林 啓太郎
南知多町 地域包括支援センター	伊藤 美智
常滑市 高齢介護課	阿部 公美
東海市 高齢者支援課	坂田 拓矢
東浦町 障がい支援課	伴 雄二
南知多町 保健介護課	内田 健二
日本福祉大学	奥田 佑子
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席
知多地域成年後見センター	板野 珠実

日常生活自立支援事業の利用促進ワーキンググループ

2019年 7月16日 11時～12時 知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市 福祉課	水野 沙織
東海市 社会福祉課	牧田 賢人
東海市 社会福祉課	木村 智明
東海市 高齢者支援課	坂田 拓矢
阿久比町 住民福祉課	森 絵美子
東浦町 障がい支援課	伴 雄二
美浜町 福祉課	高橋 ふじ美
日本福祉大学	奥田 佑子
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席
知多地域成年後見センター	間瀬 優花

ガイドラインワーキンググループ

2019年 7月10日 10時～11時30分 知多地域成年後見センター

所属等	氏名
半田市 地域福祉課	内藤 誠
南知多町 福祉課	井上 和貴
美浜町 福祉課	三枝 美代子
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席

人材育成ワーキンググループ

2019年 7月23日 10時～12時 知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市 福祉課	土居 まゆり
大府市 地域福祉課	坂野 嘉昭
知多市 福祉課	古田 明香
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席
知多地域成年後見センター	板野 珠実

単身世帯等に対する安心サポートワーキンググループ

2019年 6月 7日・9月 4日 14時～16時 日本福祉大学東海キャンパス

所属等	氏名
東海市 高齢者支援課	井上 綾
大府市 高齢障がい支援課	太田 佑樹
東浦町 障がい支援課	伴 雄二
知多地域成年後見センター	今井 友乃
知多地域成年後見センター	金森 大席

計画項目と具体的取組一覧

計画項目	具体的取組
重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備	
項目1 国の基本計画に基づく中核機関の整備	<p>1-1 後見センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。</p> <p>1-2 広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。</p> <p>1-3 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。</p>
項目2 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	<p>2-1 中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人など後見人の担い手の確保や、親族後見人のサポートなど後見人支援の充実を目指します。</p> <p>2-2 法人後見については、これまでの後見センターが主な担い手となっていた仕組みを改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。</p> <p>2-3 社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。</p>
項目3 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	<p>3-1 低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、5市5町において利用援助を行います。</p> <p>3-2 適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。</p> <p>3-3 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。</p>
重点目標B 幅広い権利擁護支援における事業の展開	
項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備	<p>4-1 成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを、専門職の協力を得て構築します。</p> <p>4-2 中核機関は、5市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的に行います。</p>
項目5 障害者差別解消法における紛争解決の仕組みづくり	<p>5-1 障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。</p> <p>5-2 障害者差別解消に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組みづくりを進めます。</p> <p>5-3 障害者差別解消における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。</p>
項目6 ライフエンディング事業の整備	<p>6-1 権利擁護支援として、身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。</p> <p>6-2 これまでの後見センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。</p>

重点目標C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備	
<p>項目7 権利擁護支援の 質の向上と 地域連携 ネットワークの整備</p>	<p>7-1 中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。</p> <p>7-2 広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。</p> <p>7-3 広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。</p> <p>7-4 家庭裁判所や医療関係者などと定期的な情報交換を行います。</p>
<p>項目8 地域包括支援センタ ー等の一次相談機関 と中核機関との 連携強化</p>	<p>8-1 適切なニーズアセスメントや支援機関へのつながりができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。</p> <p>8-2 中核機関へのつながりを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、5市5町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。</p>
<p>項目9 社会福祉協議会との 連携による日常生活 自立支援事業の 利用促進</p>	<p>9-1 保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。</p> <p>9-2 社会福祉協議会と協議・調整の上、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行など、一体的な運営を図ります。</p>
重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成	
<p>項目10 権利擁護の理解を 深める人材育成</p>	<p>10-1 権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。</p> <p>10-2 地域住民だけではなく、5市5町や事業所も対象とした研修会を実施します。</p>
<p>項目11 地域における 権利擁護の 普及・啓発</p>	<p>11-1 成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。</p> <p>11-2 成年後見フォーラムを、年に1回、5市5町を巡回する形で開催します。</p>
<p>項目12 地域福祉人材活用 システムの 広域的整備</p>	<p>12-1 社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。</p> <p>12-2 社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。</p>

知多地域成年後見制度利用促進計画

令和2年3月

知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会

2022年度 日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における 『中核機関の役割と実務研修』



西郷 つん

社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター 瀬戸口 高代

鹿児島県薩摩川内市の概要

- ▶ 鹿児島県内で最大の面積を有する市
- ▶ 人口：92,357人（R4.11.1現在）
- ▶ 高齢化率：32.7%（R4.4.1現在）



1. 取り組む事になった経緯

薩摩川内市の取り組み

H23年度 モデル事業：市民後見推進事業

H25年度 市民後見推進協議会

H26年度 成年後見支援センター設置
→社協委託（普及・啓発）

1. 取り組む事になった経緯

●薩摩川内市社会福祉協議会の基本理念

「全ての市民が住み慣れた地域で、
お互いに支えあい、安心して健やかに
暮らせるまちづくり」



成年後見制度の周知、普及啓発を行うことは
本社協の掲げる理念に欠かせない！

1. 取り組む事になった経緯

普及・啓発をするうえで自らが
制度や仕組みを知る必要がある。



法人後見事業

設立までの取り組み

○鹿児島家庭裁判所訪問（平成26年5月12日）

- ・平成25年度までの薩摩川内市の取り組みと今後の事業展望について説明。
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部
市高齢介護福祉課、薩摩川内市社会福祉協議会地域福祉課（計7名で訪問）

○先進地への聞き取り調査（平成26年6月～7月）

- ・成年後見制度や権利擁護にかかるセンター事業等の実施、法人後見事業実施のある先進地社会福祉協議会へ聞き取りを実施。

- ・日置市社会福祉協議会（鹿児島県）
- ・大牟田市社会福祉協議会（福岡県）
- ・日南市社会福祉協議会（宮崎県）
- ・南島原市社会福祉協議会（長崎県）
- ・八幡浜市社会福祉協議会（愛媛県）
- ・臼杵市社会福祉協議会（大分県）
- ・肝付町社会福祉協議会（鹿児島県）
- ・美郷町社会福祉協議会（宮崎県）
- ・宮崎市社会福祉協議会（宮崎県）
- ・福岡市社会福祉協議会（福岡市）
- ・中津市社会福祉協議会（大分県）
- ・天草市社会福祉協議会（熊本県）

○先進地視察研修の実施

- ・八幡浜市社協、 臼杵市社協、 中津市社協

先進地研修への聞き取り調査、視察研修で学んだこと

◎ 事業として成年後見制度に取り組む組織形態、規程等の整備の有無及びその内容は、地域の実情や行政の考え方、社協の姿勢などで様々に異なっている。

(事業の資金源だけでも、補助・委託・社協自主財源・・・と様々。)

◎ 規定の整備や組織体制の在り方は、専門的な意見も取り入れながら形にしていく必要がある。

◎ 行政や関係機関との連携は必須。社協だけではこの事業は展開できない。

◎ 権利擁護についての意識が高く、危機感のある社協ほどいち早く制度を事業化する仕組みを作っている。

◎ 社協の目的は『地域福祉の推進』にある。

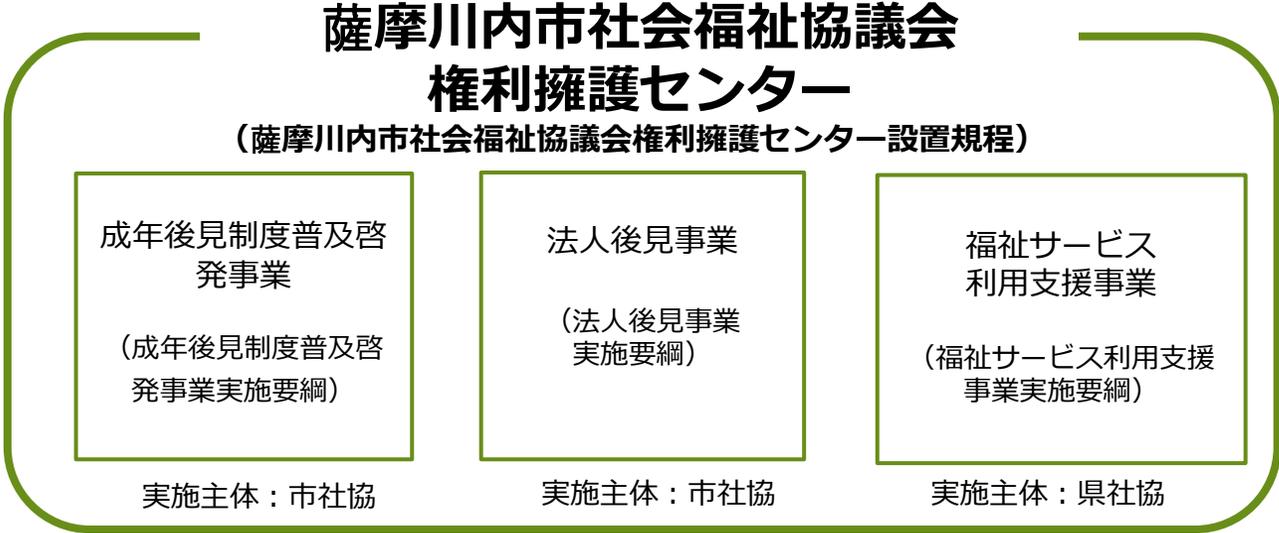
➡ 市民の権利を守るために

本当に必要なものを作る！

**薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター運営委員会**
(薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センター運営委員会規程)



監督・評価 助言・支援



受任の意見・助言
個別の事案の検討等

**薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター受任審議会**
(薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センター受任審議会規程)



全体の組織のあり方、各種規程の審議。
設立準備委員会
H26・10～12

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会 権利擁護センター

平成27年1月19日 設立

平成28年2月5日
法人後見 初受任



2. 権利擁護センターの実施事業

- 福祉サービス利用支援事業
（日常生活自立支援事業）
- 法人後見事業
- 成年後見制度普及啓発事業
（市民後見人養成講座、権利擁護セミナー、出前講座）

鹿児島家裁管内の成年後見関係事件の利用状況 (R3.9.30現在)

類 型	利用状況数
成年後見	2,635
保 佐	487
補 助	98
任 意 後 見	15
合 計	3,235

82%
後見類型

成年後見関係事件の利用状況 (R3.9.30現在)

	成年後見	後見以外
本 庁	1,192	351
加治木	427	53
知 覧	210	25
川 内	197	35
鹿 屋	337	63
指 宿	105	34

※後見以外…保佐、補助、任意後見の合計

(鹿児島県の管内別上位)

2. 権利擁護センターの実施事業

法人後見事業の対象者

- ・原則として、薩摩川内市に居住し、現に親族等の適切な後见人等の候補者が得られていない者。



各事業実績 (R4.10末現在)

• 福祉サービス利用支援事業 98件

• 法人後見事業

受任中 13件
(累計: 23件)

• 成年後見制度普及・啓発事業

市民後見人養成講座修了生 158名
(うち、社協実施H27~132名)

法人後見事業の取組（実績）

(1) 受任状況【累計区分】（）内終了者数

	H27,28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	合計
成年後見	5(1)	2(0)	5(2)	3(4)	1(1)	2(0)	1(1)	19(9)
保 佐	1(0)	0	2(0)	0	1(1)	0	0	4(1)
補 助	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6(1)	2(0)	7(2)	3(4)	2(2)	2(0)	1(1)	23(10)

(2) 報酬付与実績

	H27,28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	合計
成年後見	570,000	1,120,000	1,425,000	1,150,000	1,730,000	2,240,000	8,235,000
保 佐	0	0	0	190,000	510,000	530,000	1,230,000
補 助	0	0	0	0	0	0	0
合 計	570,000	1,120,000	1,425,000	1,340,000	2,240,000	2,770,000	9,465,000

懸念する事も…①

支援者の負担軽減策、身元引受の置き換え目的と考えるケースも出ている。

- 希薄な親族関係
- 医療同意の問題
- 身元引受・連帯保証



「社会課題」としての対応が求められているのでは。

懸念する事も…②

「成年後見制度」という言葉が認知されはじめたが、それを支える担い手が不足している現実もある。

- 社会福祉士がいない

⇒阿久根市在住の被後見人を受任
出水市在住の被後見人の打診も…



「社会資源」の脆弱な地域への対応を期待されているのでは。

成年後見制度への 移行について



西郷 つん

日自→後見への移行基準 (薩摩川内市社協の場合)

①判断能力の低下 (独自の後見基準)

②親族等の関係不良・疎遠



市長申立の依頼

裏を返せば、

①、②を満たしていなければ、
依頼していない。



日常生活自立支援事業の限界を
感じつつ…

家族からの反対意思があると…

日自事業からの移行

(R4年10月現在)

●親族申立 1件

●市長申立 7件
(うち薩摩川内市社協依頼3件)

計8件

成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度の利用が必要な方であるにもかかわらず、申立の手続きが困難な方に対し、市町村長が申立をしたり、申立費用や後見人等への報酬を助成することで制度の利用を支援する事業です。

薩摩川内市の成年後見制度利用支援事業実績（R3年度末時点）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	合計
申立件数	3	4	3	5	0	5	9	29
後見	3	3	3	4	0	2	6	21
保佐	0	1	0	1	0	1	1	4
補助	0	0	0	0	0	2	2	4

成年後見制度普及・ 啓発事業の活動状況



西郷 つん

成年後見制度普及・啓発事業より

修了生 **158**名

うち、社協実施
H27～ **132**名



実施における戸惑い

出口問題

- 年2回のフォローアップ研修
- 福祉イベントの案内
- 日常生活自立支援事業の支援員（12名）

成年後見制度普及啓発事業

薩摩川内市型市民後見人の誕生！！
(法人後見支援員)

同期生による情報交換・新たなネットワーク

今後の見通し

- 出張相談や出前講座への協力員
- 権利擁護セミナーの協力員
- 入所施設の実態調査員

3. 中核機関設置に向けた取組について

令和4年4月1日

薩摩川内市（単独）より
中核機関の指定を本会が受ける

3. 中核機関設置に向けた取組について

- 権利擁護相談体制の充実
- 成年後見制度の普及啓発



アンケート調査実施
専門職後見人／高齢者・障害者施設

4. 中核機関としての実施状況について

成年後見制度利用促進法／

成年後見制度利用促進基本計画



成年後見制度の普及啓発ではなく

『権利擁護』の普及啓発

である

4. 中核機関としての実施状況について

① 広報機能

- 成年後見制度のチラシ作成（民生委員用） ・ 配付
- 川内商工高等学校美術部とコラボレーション
「成年後見制度について」ポスター作成依頼
⇒ 2月に出来上がる予定
- 社協だより
- 市民後見人養成講座
- シンポジウム／セミナー
- 出前講座

4. 中核機関としての実施状況について

② 相談機能

- 相談を随時受付
- ケアマネージャー、地域包括支援センター職員等への研修
- 自立支援協議会での説明

4. 中核機関としての実施状況について

③成年後見制度利用促進機能

- 申立てに関する相談
- 市民後見人養成講座
- 市民後見人養成講座修了生に対する
アンケート調査を実施

④後見人支援機能

- 相談対応

実施における課題

体制整備

- 組織体制の構築（職員の異動）
- 法人後見事業の継続性

⇒ 質の確保、
組織（団体）の永続性

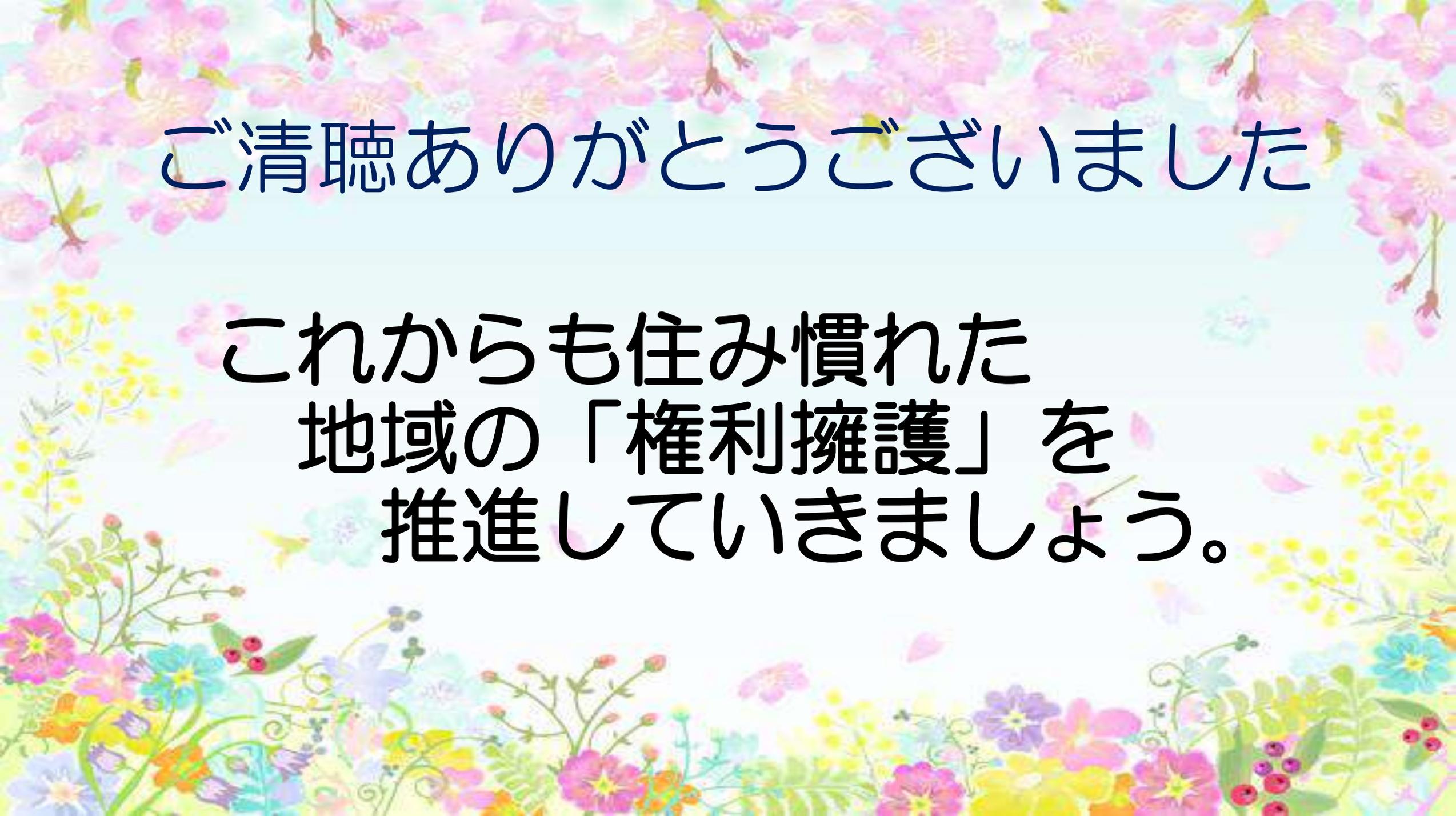
5. 今後の展望



西郷 つん

権利擁護センターの展望

- 意思決定支援への取り組み
- 権利擁護体制の更なる構築
- 熱意を持った市民との協力
- 社会課題への挑戦



ご清聴ありがとうございました

これからも住み慣れた
地域の「権利擁護」を
推進していきましょう。

(2) 12月5日 北海道 札幌市

2022 年度日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修



今、求められる権利擁護支援

北海道における法人後見の在り方を考える

2022年12月5日（月） 10:00～15:30

北海道立道民活動センター かでの2.7 710会議室

一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター

佐藤 彰一 (サトウ ショウイチ) 昭和 28 年 9 月 10 日生まれ (69 才)

■主な経歴

平成 6 年 4 月 立教大学法学部教授
平成 15 年 10 月 法政大学法学部教授
平成 16 年 4 月 法政大学大学院法務研究科教授
平成 24 年 4 月 国学院大学法科大学院教授
平成 30 年 4 月 国学院大学法学部教授 (現在に至る)

■現主要役職名

平成 12 年 9 月から 弁護士 (千葉県弁護士会所属)
平成 20 年 7 月から 全国権利擁護支援ネットワーク代表

■コメント

佐藤彰一と申します。大学でずっと法律の教育・研究 (民事訴訟法という固い分野です) をしておりまして、外の世界のことは何も知らないという生活をやっておりました。他方で、子どもが重い知的障害を持って生まれてきまして 33 年ほど父親をやってきております。その両方の経験から、2000 年から弁護士登録をしまして、権利擁護活動に邁進して参りました。教育研究活動、弁護士活動、権利擁護活動、そして父親 (これは活動というのかどうかよく分かりませんが) と、4 つの顔 (どれも似たり寄ったりの顔です) をもって毎日を過ごしております。

■今回のシンポとの関係文献は、以下のものがあります。

- ・「虐待防止への視点 ～虐待の背景と現状を踏まえて～」
実践成年後見 61 号 pp59-69 (2016)
- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016 (2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護がわかる意思決定支援」
ミネルヴァ書房 (2018)
- ・「社会的排除」法社会学第 85 号 pp58-73 (2019)

ジャスミン権利擁護支援センター10周年記念講演会

「いま、求められる権利擁護支援」

2022年（令和4年）12月5日（月）
全国権利擁護支援ネットワーク代表
国学院大学教授 弁護士
開催場所 かでる27 710室
佐藤 彰一

権利擁護（言葉の整理）

・「権利擁護」は福祉の言葉です
英語では Protection and Advocacy

法令上は？（権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令）
・いろいろな使われ方があります。

対象 : 子供、女性、LGBTQ、患者、ホームレス、外国人
生活困窮者、高齢者・障害者、etc

とりあえず、私の定義（広いです）「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人（もっと広い人はものやこと）の代弁」

タイプ : 北野誠一先生に依拠

Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),
System, Self (これを支援するのが権利擁護支援)

アドボカシー(権利擁護)の要素

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (関係性・エンパワーメント・外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入？

主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)

vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)

vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)

どれが「正しい」などとは、言えない

しかし、「なにをしているか」は言える

3

対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



能力不存在推定(代行決定)

4

対人理解のパラダイム転換②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(意思決定支援)

5

パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

6

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になれば、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

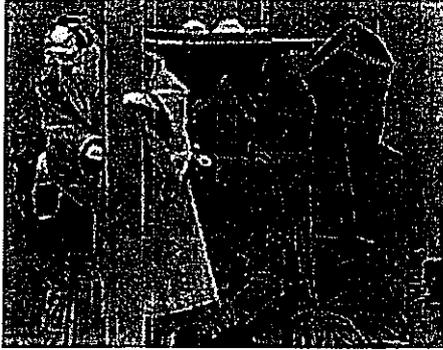
成年後見人は意思決定支援者か

- ・ 行う役割は、代行決定(事理弁識能力の不足)
ただし法的効果を出すことができる権限あり
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないで意思決定支援することもできる
民法858条 必要職務か? この条文の「意思」は広い

民法858条 (成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々



黒子 黒衣



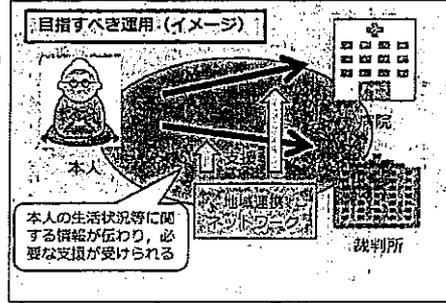
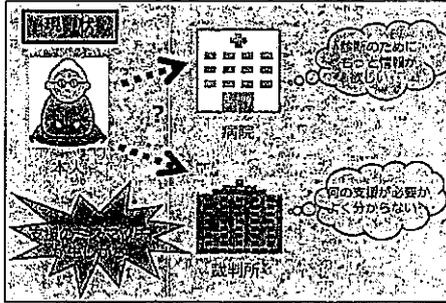
三つの課題

- 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。 支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定？
- したがって、現場の支援者はこうした現在の制度の問題点を認識しておく必要がある。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（第一次基本計画）

利用促進委員会での御指摘

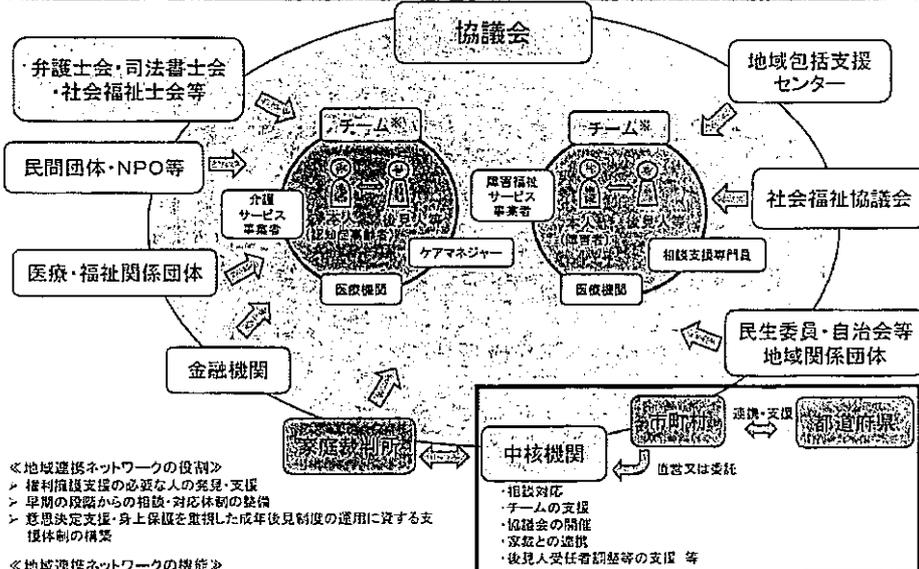
- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ



＜地域連携ネットワークの役割＞

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

＜地域連携ネットワークの機能＞

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

地域連携ネットワークの基本的仕組み
「チーム」「協議会」「中核機関」

- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり
⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。
- ② 地域における「協議会」等の体制づくり
法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援
⇒個別の協力活動(専門相談への対応等)
ケース会議の開催
多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
家庭裁判所との情報交換・調整等
- ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関(「中核機関」)の設置
権利擁護支援の中核機関を設置
⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。
【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】
⇒市町村の責任で設置(直営又は委託)

成年後見制度利用促進施策等の周知・啓発
～正確な理解の促進～ 促進室資料

自分自身が制度の必要性を理解して説明できるようにするために、県内の法人後見実施団体にお伺いして、どのような対応をしているのか、利用者宅訪問に同行させてもらいました。

法人後見を実施している社協や専門職の話丁寧に聞きました。

成年後見制度を活用している事例集を読み込みました。

「成年後見制度をどんどん使わせる施策」という誤解があるので、「成年後見制度を福祉サービスの一つとして選択できるようにする 体制整備」という説明をしています。

「専門職にお仕事を振り分けてあげる施策」という誤解があるので、「必要な人に必要な支援を届ける仕組み」という説明をしています。連絡会の議事の内容がぶれないように、成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の要望・交渉の場ではないことを専門職団体には説明をしています。

すでに機能を備える取り組みを実施しているにも関わらず、4機能がなければ中核機関とは言えないと誤解している市町村が多いため、「まずは広報相談機能から機能分散、役割分担してほしい」ことを強調して伝えています。

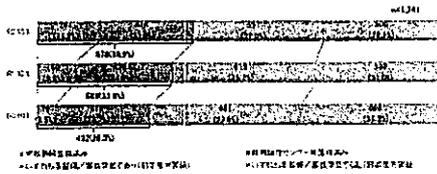
成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

調査概要：全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県 調査時点：令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年調査結果)

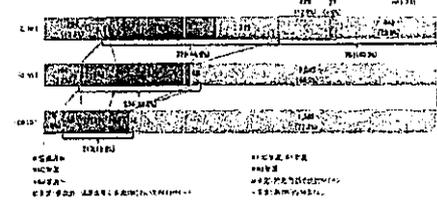
※数値は令和3年3月末時点の速報値

中核機関等の整備状況<R2年度末(678市町村(38.9%)>=>R3年度末見込(961市町村(55.2%)>【R1(1,741市町村)】

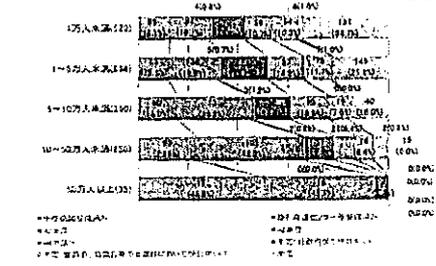
●中核機関及び権利保護センター等の整備状況等<全体>



●中核機関の整備(予定)時期<全体>



●中核機関及び権利保護センター等の整備状況等<自治体規模別>



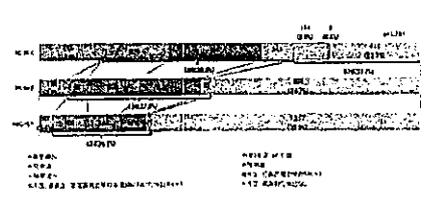
●中核機関未整備市町村における統計状況<未整備1,477自治体>



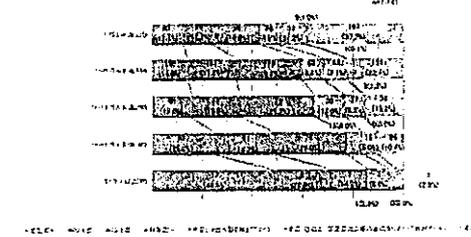
※数値は令和3年3月末時点の速報値

2市町村計画の整備状況<R2年度末(678市町村(38.9%)>=>R3年度末見込(961市町村(55.2%)>【R1(1,741市町村)】

●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>

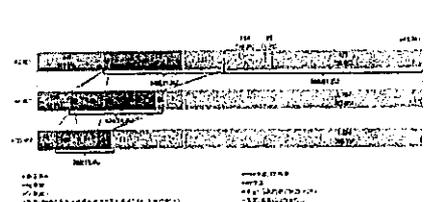


●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<自治体規模別>

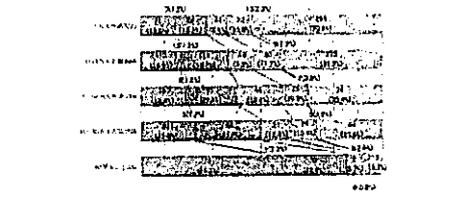


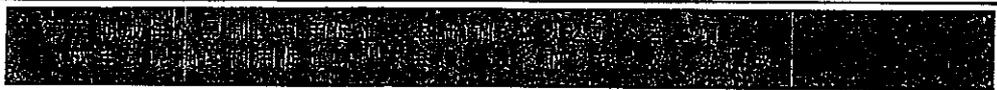
3協議会等の設置状況<R2年度末(678市町村(38.9%)>=>R3年度末見込(961市町村(55.2%)>【R1(1,741市町村)】

●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<全体>



●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<自治体規模別>





はじめに

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
 - 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
 - 2 今後の施策の目標等
- II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討(ここに注目:佐藤)
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
 - 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方ー尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ー
 - (2) 地域連携ネットワークの機能ー個別支援と制度の運用・監督ー
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組ー連携・協力による地域づくりー
 - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
 - 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長甲立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期計画で変わった点は？

- ★制度の見直しへの言及
- ★苦情、報酬・報酬助成の見直しへの言及
- ★チーム ⇒ 権利擁護支援チーム
- ★中核機関（と地域連携ネットワーク）の4機能
 - ⇒（個別事案） 地域連携ネットワークの「支援」と
 - （地域づくり） 「監督」機能を高める取組
- ★都道府県の機能強化
- ★包括的・重層的・多層的なネットワークへ
- ★参加支援、多様な主体の参画

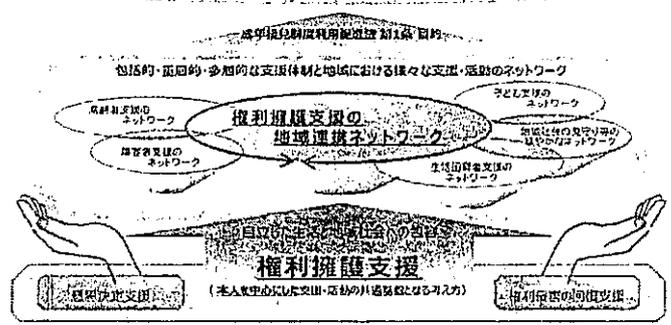
成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一環の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を實現するための支援活動。地域共生社会の實現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。

地域共生社会の実現



○尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のソーシャルイノベーションの理念のより一層の實現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
 ○同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討	
<p>制度改正の方向性等に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性・補充性の考慮 ○ 三類型の一元化 ○ 有期（更新） ○ 障害者権利条約の審査情報を踏まえた見直し ○ 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代 ○ 公的な関与を強めた開始 	<p>日常生活自立支援事業等との連携、体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携の推進、実施体制の強化 ○ 役割分担の検討方法についての周知 <p>新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援等が、市町村の関与により確保される方策等の検討 ○ 上記の意思決定支援で、権利侵害や法的課題を発生した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討
<p>市町村長の権限等に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべき ○ 成年後見制度利用促進事業を見直すべき 	<p>都道府県単位での新たな取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討 ○ 公的な関与による後見の実施の検討

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったりしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵害されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に陥っている人も多い。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみが(権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」)をつくっていく。

地域連携ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み(地域包括ケアや虐待防止など)や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携



「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくり

地域連携ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

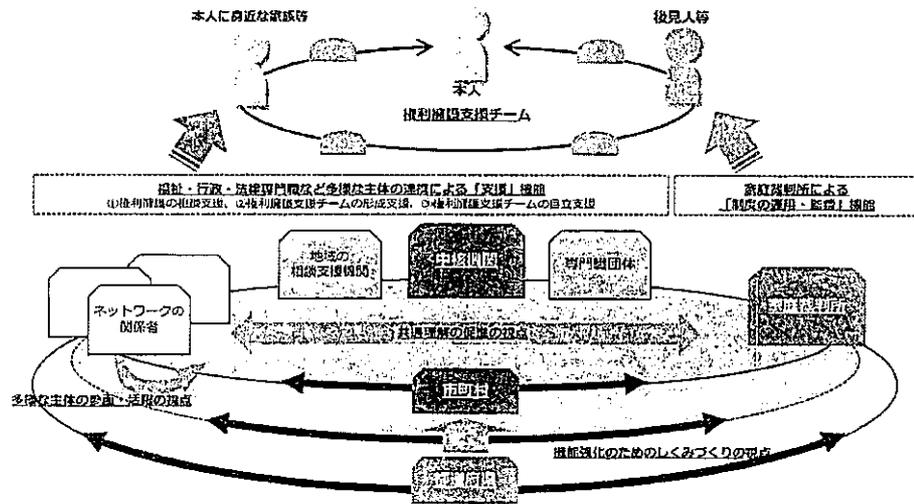
- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進



広報・相談の取組や中核機関の整備を既にしている場合

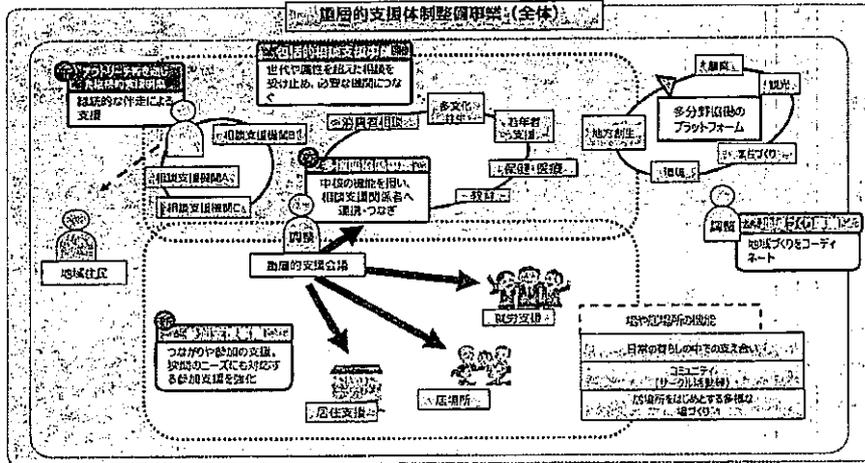
- 受任者調整や後見人選任後の支援に取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の個性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業に基づき、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域課題の相を関係する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



23

要するに、権利擁護支援は地域づくりなのです

- ・ だから生活困窮事業も視野に入れます。
- ・ 地域福祉計画の中に位置づけています
- ・ 高齢者対策(ふれあい、貧困、医療)も視野に入れます。
- ・ おひとり様支援も視野に入れます。
- ・ 成年後見は地域づくりのツールにすぎません。しかし中核機関は、すべてのツールに目配りする必要があります。
- ・ 意思決定支援の重要な担い手は生活支援の担当者です。

こうした地域づくりの中核をこれからのジャスミンは担う必要があります。今後のご活躍に期待しております。

坂野 征四郎 (サカノ セイシロウ)

■主な経歴

昭和57年(1982年)4月 浦和(現さいたま)地方裁判所任官。その後、長野地家裁、東京地裁、盛岡地家裁一ノ関支部、水戸地家裁、東京家裁、さいたま地家裁川越支部、横浜家裁などです。

担当事件は民事・刑事事件全般、家事・少年事件等でしたが、最後の10年は家庭裁判所の家事調停・審判事件が主でした。なお、平成15年東京家裁に後見センターを設けた時の最初の担当裁判官でした。後見事件はその前の水戸家裁時代に、2年間創生期の後見事件を担当しています。

平成23年(2011年)4月、東日本大震災のあった直後に横浜家裁を最後に退官。同月東京弁護士会登録し現在の虎ノ門法律経済事務所に入所。

■現主要役職名

東京弁護士会では高齢者・障害者委員会に所属

■著書

判例タイムズ1165号「東京家裁後見センターにおける成年後見制度の運用と課題」
(共著2005年)

「書式成年後見」第三版(2019年、民事法研究会)

「家事事件の全容と申立書式」(共著、2014年、三共法規出版)

その他 成年後見関係では「実践成年後見」への寄稿など

高橋 早映 (タカハシ サエ)

■ 役職

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
権利擁護推進部 権利擁護課 主事 高橋 早映

■ 職歴

平成 30 年 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会に入職。
権利擁護推進部権利擁護課に配属され、北海道高齢者虐待防止・相談支援センター
高齢者の虐待相談対応、
日常生活自立支援事業、成年後見制度推進バックアップセンター事業を担当

■ 資格

社会福祉士

成年後見制度推進バックアップセンター 法人後見実施機関への取組について

北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課

1

第二期基本計画上、法人後見には
どのような事が期待されているのか？

中核機関の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等の担い手としての存在している必要がある。

そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)○担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】

2

第二期基本計画上、法人後見には
どのような事が期待されているのか？

法人後見については、制度利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長時間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動のさらなる推進が期待される。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】 3

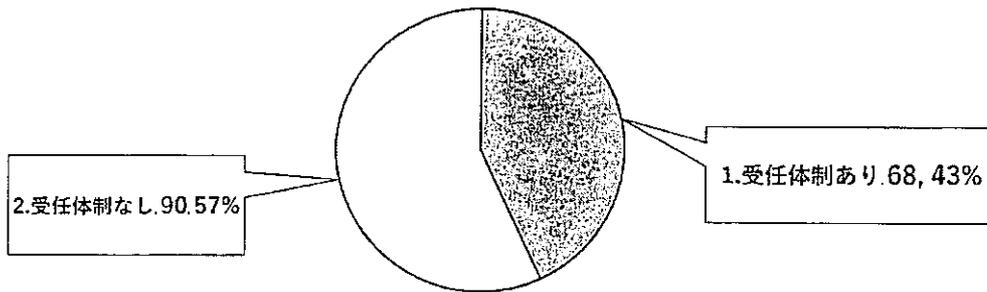
法人後見と社会福祉協議会の関係性①

法人後見については、制度利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長時間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動のさらなる推進が期待される。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)○担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】

法人後見と社会福祉協議会の関係性②

法人後見の受任体制の有無について (n=158)



※令和3年度道内市町村社会福祉協議会における成年後見制度関係事業に係る実態調査の結果より
※本調査では広域で中核機関及び権利擁護センター等を設置している場所は1か所にまとめて母数を設定

5

法人後見と社会福祉協議会の関係性③

一方、社会福祉協議会にも中核機関等~~の整備・運営が期待される場合~~も多い。このため、各地域において都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

○担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】(第二期成年後見制度利用促進基本計画 ~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進~令和4年3月25日閣議決定)

6

法人を後見人等に選任する際の考慮要素・運用上の考慮点

- ・別紙①参照

7

法人後見業務に関わる人材

特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)○担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】

法人後見に対して都道府県の役割

担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

このため、担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人、法人後見実施機関団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。このようなしくみづくりには、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が不可欠であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)○担い手の確保・育成等の推進【基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進】

9

法人後見実施機関に対しての都道府県の役割

都道府県は、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推進や家庭裁判所の選任に資するように、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が法人後見団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動支援状況の共有や勉強会の実施などの取組が考えられる。

都道府県は、多様な団体が参加できるように、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され、活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

(第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月25日閣議決定)○優先して取り組むべき事項(2担い手の確保・育成等の推進)③法人後見の担い手の育成 ウ都道府県による法人後見実施のため の研修の実施と交流支援

10

○第二期基本計画の工程表とKPI（優先して取り組む事項について）

第二期計画の工程表とKPI①		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
高齢者福祉 高齢者福祉 高齢者福祉 高齢者福祉 高齢者福祉 高齢者福祉	経費後見制度の利用促進 ・取組・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全5の広域圏・地方広域圏 ・全216公共広域圏	経費後見制度の利用促進に関する取組	経費後見制度の利用促進に関する取組	経費後見制度の利用促進に関する取組	経費後見制度の利用促進に関する取組	
	担い手の確保・育成等の推進 ・担い手確保に関する取組 ・担い手育成に関する取組 ・担い手確保に関する取組	・全47都道府県	担い手の確保・育成等の推進に関する取組	担い手の確保・育成等の推進に関する取組	担い手の確保・育成等の推進に関する取組	担い手の確保・育成等の推進に関する取組	担い手の確保・育成等の推進に関する取組
	市町村等による高齢者福祉と高齢者福祉利用促進事業の推進 ・市町村等による取組 ・市町村等による取組	・全47都道府県	市町村等による取組	市町村等による取組	市町村等による取組	市町村等による取組	市町村等による取組
	成年後見制度利用促進事業の推進 ・市町村等による取組	・全1,741市町村	成年後見制度利用促進事業の推進に関する取組	成年後見制度利用促進事業の推進に関する取組	成年後見制度利用促進事業の推進に関する取組	成年後見制度利用促進事業の推進に関する取組	成年後見制度利用促進事業の推進に関する取組
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村等による取組	・全1,741市町村	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に関する取組	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に関する取組	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に関する取組	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に関する取組	権利擁護支援の行政計画等の策定推進に関する取組
	都道府県の連携強化 ・都道府県による取組	・全47都道府県	都道府県の連携強化に関する取組	都道府県の連携強化に関する取組	都道府県の連携強化に関する取組	都道府県の連携強化に関する取組	都道府県の連携強化に関する取組

(第二期成年後見制度利用促進基本計画 ~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進~令和4年3月25日閣議決定)

○第二期計画の工程表とKPI

第二期計画の工程表とKPI②		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者福祉 障害者福祉 障害者福祉 障害者福祉 障害者福祉 障害者福祉	成年後見制度等の見直しに向けた取組	-	成年後見制度等の見直しに向けた取組	成年後見制度等の見直しに向けた取組	成年後見制度等の見直しに向けた取組	成年後見制度等の見直しに向けた取組	
	自治的権利擁護支援策の充実	-	自治的権利擁護支援策の充実	自治的権利擁護支援策の充実	自治的権利擁護支援策の充実	自治的権利擁護支援策の充実	
	都道府県支援の推進 ・都道府県による取組 ・各都道府県支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県	都道府県支援の推進に関する取組	都道府県支援の推進に関する取組	都道府県支援の推進に関する取組	都道府県支援の推進に関する取組	都道府県支援の推進に関する取組
	基本的人権の尊重と救済 ・基本的人権の尊重と救済	-	基本的人権の尊重と救済	基本的人権の尊重と救済	基本的人権の尊重と救済	基本的人権の尊重と救済	基本的人権の尊重と救済
	障害者福祉人等の困り、交代の推進等 ・困り、交代の推進等	-	障害者福祉人等の困り、交代の推進等	障害者福祉人等の困り、交代の推進等	障害者福祉人等の困り、交代の推進等	障害者福祉人等の困り、交代の推進等	障害者福祉人等の困り、交代の推進等
	不正防止の推進と利用しやすい等の取組 ・不正防止の推進と利用しやすい等の取組	-	不正防止の推進と利用しやすい等の取組	不正防止の推進と利用しやすい等の取組	不正防止の推進と利用しやすい等の取組	不正防止の推進と利用しやすい等の取組	不正防止の推進と利用しやすい等の取組

(第二期成年後見制度利用促進基本計画 ~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進~令和4年3月25日閣議決定)

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

実施状況	研修名	受講対象者	内容	備考
実施中 令和4年8月17日 ～9月28日	市民後見人養成講座	一般市民	各市町村における市民後見人、法後見支援員の育成を行う	
令和5年2月実施予定	市民後見人養成講座受任時研修	市民後見人養成講座受講修了者	市民後見人養成講座受講修了者対象は市民後見人として活躍する際の受任時の手続きや対人援助の心構えなど実際の支援で注意する点等を学んでいただく	

【市民後見人養成講座】

各市町村行政・社協から申し込みを受け、北海道社会福祉協議会独自カリキュラムを地域住民(今年度参加市町村7か所 27名が修了されている)の方が参加。

13

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

実施状況	研修名	受講対象者	組織づくり(内容)	人材養成(内容)	備考
実施済み	成年後見制度事業担当者研修会①	行政職員・中核機関職員(後見センター等も含む)・社協職員	第三期基本計画についての理解を深め、各市町村における中核機関の機能整備の行い方等について学ぶ		
実施済み	成年後見制度事業担当者会議①	行政職員・中核機関職員(後見センター等も含む)・社協職員	各市町村行政・社協の成年後見制度事業担当者のネットワークづくり		
令和4年12月～	成年後見制度体制整備研修(対象者別)	行政職員・中核機関職員(後見センター等も含む)・社協職員・後見人		各市町村行政・社協における成年後見制度事業担当者の知識・スキル向上	対象者別研修では、後見人向けの講座を行うための②③の研修については一体的に受講いただく
令和5年2～3月	法人後見研修会②	法人後見実施機関(予定団体も含む)	法人後見実施機関組織の立ち上げ方 法人後見実施機関運営方法について学ぶ		
令和5年2～3月	法人後見連絡会議③	法人後見実施機関	道内における法人後見実施機関で事例検討会等を行い、ネットワークをつくる	事例検討を行う中で各法人の知識・スキル・質の向上	

14

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

①令和4年度成年後見制度事業担当者研修・連絡会議（委託事業）

- ・ 上記研修会・連絡会議では、市町村（行政・社協）が第二期基本計画を読み解くヒントを得て、各地域の中で権利擁護体制のイメージ化を図れるような研修会、連絡会議を行った。

②成年後見制度体制整備研修【対象者別】（委託事業）

- ・ 各地域における権利擁護体制を担う方々（行政職員・中核機関職員・権利擁護センター職員・後見人）に、実務にかかる技術を習得し、知識を得て頂く講座

15

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

③法人後見実施機関研修（自主事業）

- ・ 法人後見を実施するためにどのような調整が事前に必要なのか、また組織の運営体制等について学んでいただく研修会を行う。

④法人後見実施機関連絡会議（自主事業）

- ・ 道内における法人後見実施機関のネットワークを構築し、情報共有できる場づくりや、それぞれの実施機関での取り組みを見える化する。

16

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

③法人後見実施機関におけるネットワークの構築について

- ・道内における法人後見実施機関のネットワークを構築し、その中で事例検討等を行い、専門職や別法人からフィードバックや助言が受けることができるような仕組みづくりをする。
- ・今後は法人後見実施機関が事例を共有することで、少しでも相互牽制できるような体制づくりを構築していく。
- ・本会実施の研修会や連絡会議に参加頂いた法人後見実施機関リストを作成させていただき各関係機関へ情報提供を行う。

【法人後見実施機関立ち上げチェックリスト】 (道社協/2022.10 作成)

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」最高裁資料(※)を参考に作成。】

※ 同資料は、家裁が後見人等として法人を選任する際の考慮要素や検討の視点が示されたものであり、法人後見実施機関を立ち上げ・運営する際の視点が網羅されているわけではない。また、あくまで一部の家裁の実情であって全国の家裁の標準というわけではないし、検討の視点として示された事項の全てを満たさなければならない、あるいはここに挙げられた資料の全てを提出しなければいけないわけではない。個別具体的なケースでは各家裁の判断によることに留意。

法人を選任する際の考慮要素

民法843条4項※保佐人・補助人についての準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切を考慮しなければならない。

【法人事業の種類及び内容】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
法人として適正に成立、構成されているか		・法人登記の履歴事項全部証明書
法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか →営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意		・定款 ・設立趣意書 ・事業計画書

【法人の財務基盤】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
財政状況(資産や収支)が安定しているか		・決算報告書、貸借対照表、収支予算書
本人に与えた損害を賠償する能力があるか		・賠償責任保険の証書
法人の財務が適正に管理されているか →会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認		・組織規程、組織図、役員等名簿

①

①財政基盤が脆弱であると法人の存続自体を危がませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。

- ②一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。
- ③財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- ④法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

【後見等事務を遂行する能力】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか →経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認		<ul style="list-style-type: none"> ・役員等名簿 ・組織規程、組織図 ・後見業務の実施に関する規定や要領 ・法人内部の指導監督態勢の規定や要領 ・養成及び研修制度の内容が分かる書類 ・不正発覚時の対応規定 ・個人情報の取扱いに関する規定や要領
事務担当者に対する指導監督態勢は適切か →担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認		
担当者に対する研修制度は整備されているか		
財産管理の方法は適切か		
不正発覚時の態勢が適切であるか		
個人情報保護の対策がとられているか		

㊦

- ①適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- ②個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。
- ③法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督態勢を確認する例が多かった。
- ④選任されている法人の多くは、既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している例が多かった。
- ⑤後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるかなどの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

【本人との利害関係】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
本人との間に具体的な利害関係を有するか →本人に有償のサービスを提供しているなど		・候補者事情説明書(裁判所の書式) ・本人との利害関係の有無を示す資料
将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか		
実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか		

①

- ①一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- ②特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。
- ③法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- ④具体的な利害関係がある場合、問題を解消するための方策(監督人の関与の在り方等)や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しいとして、慎重に考える家裁が多かった。
- ⑤特に本人が入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった(ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。)
- ⑥本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- ⑦本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

今井 友乃 (イマイ トモノ)

■主な略歴

- ・2002年～愛知県知多市にある特定非営利活動法人「地域福祉サポートちた」のスタッフとして活動
- ・2003年～同法人事務局長に就任し、NPOアドバイザーや講師として、愛知県内で活躍
- ・2004年～同法人にて法人後見が開始され担当職員となる。
- ・2007年 知多半島の行政や社会福祉協議会と協働し、特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」の立ち上げに参画する。
- ・2008年4月 特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」開所に伴い、同法人の事務局長に就任
- ・2009年9月 全国権利擁護支援ネットワーク設立から、入会。監事に就任。
- ・2016年4月 全国権利擁護支援ネットワーク 事務局次長に就任。
- ・2017年4月 全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長に就任。
- ・2021年6月 特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」の理事長に就任
- ・2022年4月1日 「知多地域成年後見センター」から「知多地域権利擁護支援センター」に名称変更する
- ・現在、愛知県知多半島内の各市町の、自立支援協議会、虐待防止連絡協議会、地域福祉計画策定委員会等の委員を務めている。

■現主要役職

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた 常務理事

「北海道における
法人後見の在り方を考える」
～知多地域の実践より～

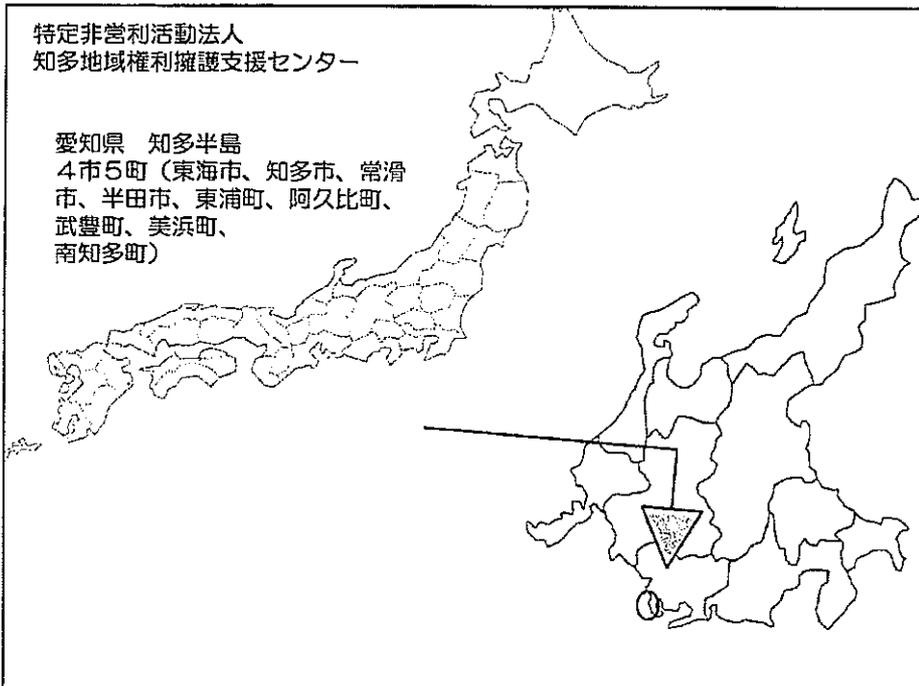
2022年12月 5日

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長
NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長
今井 友乃



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県 知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑
市、半田市、東浦町、阿久比町、
武豊町、美浜町、
南知多町）



知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを運営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体

ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートだに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所へ相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」 講師：NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司
2004	7	審判がおきる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」 主催：障害者の親の会(県内)
	8		学習会「成年後見：第三者評価」 講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害者の課長会で法人後見の説明をして、資金援助のお願いをする	県内4か所ほどで講演依頼され、知多地域での法人後見の実態を話
	3	バス視察ツアーの実施(先進地・東濃成年後見センターへ)知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に	
2007	5	知多地域高齢者、障害者担当課長調整会議が5月に行われる	県内外、4か所での講演依頼で、(必要性を伝える)
	6	これより、15市5町成年後見利用促進事業調整会議等が48回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中に、NPOと社協がホブサナーが参加した。	
	7		
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に対する啓発フォーラム。機運を高めるため、講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域 権利擁護支援センターの体制

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人+社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- ・平成19年11月 認可申請
- ・平成20年 1月 認証
- ・平成20年 2月 法人登記
- ・平成20年 4月 本格的に事業展開
- ・令和4年 4月

知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

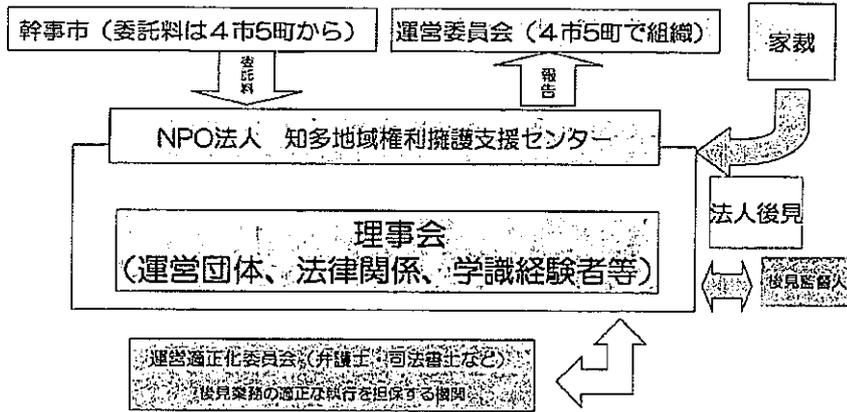
(2) 財源

- ・NPO法人としての会費
- ・知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）

(3) 職員体制

- 正規職員 7名 (社会福祉士等 男3、女4)
緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、
夏、正月休暇あり、公務員並みの給与
- 非正規職員 37名配置 (月1回から週5日まで)
(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- ・成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- ・一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- ・権利擁護支援に関する研修の開催
- ・行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(2) 法人後見

- ・多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- ・受任件数(令和4年3月末現在)※()内は死亡者を含む総数
後見類型... 306件(677件)
保佐類型... 195件(317件)
補助類型... 54件(76件)

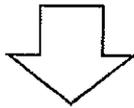
	後見					保佐					補助					合計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座
関係団体
- 行政職員研修
毎年2回 行政職員向けの講座
(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)
- フォーラム等の開催
成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏
成年後見講談 講談師 神田織音氏
成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏
成年後見寸劇 当法人の関係者による劇
成年後見クイズ 関係者全員
- 年間相談件数 544件

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域成年後見センター
が行ってきた実践から今後
この地域に必要であることを
計画立てて行います。



知多地域成権利擁護支援センター の特徴

1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

(1) 全国的にも珍しい展開

2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託

(1) 単独市町として実施困難な事業実施が可能

(2) 成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

(3) 委託料により、職員の身分も財政的に保障される

3 運営委員会の開催

- (1) 知多管内4市5町の福祉行政担当者と構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 委託事業の業務をチェック

4 運営適正化委員会の開催

- (1) 愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター
アイズ 推薦の弁護士、
成年後見センター リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士 で構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 後見業務等のチェック
- (4) 受任調整会議の機能を付加

5、知多地域権利擁護支援センター職員が 知多4市5町で各種の委員を務める

- ・ 障害者地域自立支援協議会
- ・ 虐待防止連絡協議会
- ・ 地域福祉計画策定委員
- ・ 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催

- ①成年後見サポーター研修
- ②権利擁護サポーター講座
- ③ろうスクール
- ④成年後見制度 専門支援員養成研修
- ⑤成年後見フォーラム
- ⑥行政職員研修
- ⑦事業所セミナー

不定期な開催

- ①多職種連携ファシリテーション講座
- ②成年後見制度実務者連絡会
- ③身元保証を考える研修会
- ④終末期の医療を考える研修会
- ⑤虐待防止研修

平成31年度第1回 「成年後見制度」という制度があることを知っていますか?

成年後見サポーター研修講座

日程	6月14日～7月19日	毎週
	金曜日	全6
時間	13:30～16:00	
会場	武蔵野中央公民館2F	研修室A
	受講料	1,000円 (送料別)
対象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定員	30名(先着順)	

日程と科目

6月14日(金)

- 成年後見制度
- 成年後見制度(認知症高齢者財産保護法)

成年後見制度とは?

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。
しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか?

十分には知られていないのが現状です。

6月21日(金)

- 高齢者・障害者の権利擁護の現状
- 山形県知事(1999年法人後見制度法施行)・事務局長

6月28日(金)

- 法定後見人の申立て手続
- 成年後見制度(日本社会福祉士協会)

7月5日(金)

- 制度概要と実務(1)
- 弁護士(司法書士)

7月12日(金)

- 財産管理と身上監護
- 認知症(1)
- (NPO法人知多地域福祉センタースタッフ)

7月19日(金)

- 後見人の実務
- 弁護士(1) (NPO法人知多地域福祉センター)・事務局長

申込み・問い合わせ
詳細はこちら

法人後見のメリット

- ① 継続性
- ② 困難事例に組織全体で取り組める
- ③ 法人社員それぞれの専門性の発揮が期待できる
- ④ 組織形態がしっかりしているので安全性が高い

知多の活動の映像

<https://youtu.be/tn8yeTockpo>

<https://youtu.be/7frWlqHvTYo>

https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal_guardianship/#consul

23

後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある



行政の委託があるからできる

24

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

25

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事②

・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの方に相談しましょう。

平塚 巧也（ヒラツカ タクヤ）

■ 役職

社会福祉法人江別市社会福祉協議会 江別市成年後見支援センター
権利擁護係 主任 相談支援員 平塚巧也

■ 経歴

- ・平成 20 年 社会福祉法人 クビド・フェア 通所介護（高齢者） 介護職員。
- ・平成 21 年 医療法人北翔会 岩見沢市地域包括支援センターほろむい
医療法人北翔会 岩見沢市南地域包括支援センター（平成 27 年
新設） 社会福祉士。
- ・平成 29 年 社会福祉法人 江別市成年後見支援センター新設に伴い入職。

■ 資格

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護支援専門員

江別社協の法人後見について

江別市社会福祉協議会（権利擁護係）
江別市成年後見支援センター

相談支援員 平塚 巧也

江別市について

◆人口等

- ・ 11万9,333人（令和4年10月1日現在）
- ・ 65歳以上：37,952人（高齢化率31.8%）
（令和4年10月1日現在）
- ・ 精神障がい者手帳所持者：936人
（令和2年4月1日現在）
- ・ 療育手帳A,B所持者：1,279人
（令和2年4月1日現在）

◆特徴

- ・ 札幌市が隣町、大麻駅からだと電車で片道10分程度

江別市成年後見支援センター職員体制

【平成29年11月1日開設】

- ・センター長 1名
- ・センター次長 1名
- ・センター主査（係長職）1名（日自主担当）
- ・相談支援員 1名（後見主担当）

【現在の体制】

- ・センター長 1名
- ・センター次長 1名
- ・センター係長 1名（後見主担当、日自サブ）
- ・相談支援員 2名（後見主担当、日自主担当）
日自主担当令和4年7月1日 1名採用 日自契約者26名（R4.10月末時点）
- ・非常勤職員 1名（後見事務等）
令和2年7月1日採用

江別市成年後見支援センターについて①

【開設まで】

- ・平成27年市民後見人養成講座を初開催
- ・江別市にて平成28年10月～平成29年1月にかけて江別市後見実施機関立ち上げ検討委員会を4回実施
- ・平成29年7月 新職員採用
- ・平成29年7月～10月 苫小牧社協、恵庭社協、岩見沢社協へ視察、弁護士、司法書士との連携作り、関係機関等へセンター開設の案内
- ・平成29年10月 地域向けに開設記念講演会を実施
- ・平成29年11月1日 江別市成年後見支援センター開設

江別市成年後見支援センターについて②

【開設後】

- ・平成30年2月 初の法人後見受任
- ・令和2年1月 初の市民後見人個人受任
事前に苫小牧社協へ視察、家裁と打ち合わせ
- ・令和2年7月1日 非常勤職員1名採用
- ・令和4年4月1日 中核機関設置
 - ・地域連携ネットワーク構築
 - ・受任調整会議 委員増員(5名→7名)
- ・令和4年7月1日 新職員1名採用

現在に至る

江別市成年後見支援センターについて③

【業務内容】

①相談

- ・新規相談 年間100～150件程度

②申立支援

- ・本人、親族、関係機関と面談し申立の道筋を立てる
- ・法律職(本人申立・親族申立)、市と連携し(市長申立)申立
- ・センター開設以降 85件申立

③市民後見人候補者の管理・支援

- ・法人後見支援員としての活動支援、年2回フォローアップ研修

④普及啓発事業

- ・出前講座(依頼あれば随時 年2～5回程度)、年1回地域向け講演会

⑤法人後見・市民後見人個人受任

- ・法人後見年間5～8件程度、市民後見人個人受任年間0～2件程度

⑥候補者選定

- ・専門職と連携し候補者選定

江別市社協の法人後見について①

- ◆平成27年、令和2年市民後見人養成講座を実施し現在40名の後見支援員登録あり
- ◆後見支援員に後見事務の一部を協力依頼

後見業務	協力依頼業務
貴重品管理、関係機関からの相談窓口、各種手続き、家裁への報告等	被後見人等への定期的な訪問、生活費配布、必要な支払い、社協への報告書類提出

- ◆後見支援員の報酬 1回950円+300円（交通費）
- ◆社協が候補者として申立する際は受任調整会議を実施（委員 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員（介護保険課、障がい福祉課）、介護支援専門員、就労相談員）
- ◆センター開設から延べ31件受任
現在21件（R4.10月末時点）
法人後見→市民後見人個人受任（リレー方式）4件
死去5件 市外転出1件

江別市社協の法人後見について②

年度	後見	委託	補助
平成29年	0件	0件	0件
平成30年	3件	7件	0件
令和元年	2件	4件	2件
令和2年	1件	3件	1件
令和3年	2件	3件	1件
令和4年（10月末）	2件	0件	0件

江別市社協の市民後見個人受任について①

法人後見で受任し後見支援員として被後見人等へ支援を開始	申立支援中に市民後見人個人受任が望まじいと判断したら市民後見人と打ち合わせ
被後見人等の自主報告・報酬付与申立時期に後見支援員へ市民後見人個人受任の意向等を確認	上記について市民後見人候補者に了承いただけたら受任調整会議に諮る
受任調整会議を実施し承諾され次第、社協辞任・市民後見人選任申立を家裁へ申立	受任調整会議にて承諾され次第、申立書の候補者欄に市民後見人個人名を記載し家裁へ申立
審判後、社協→市民後見人へ引継ぎ	審判後、社協職員から市民後見人へ後見人等支援内容について説明
令和2年度4件	令和3年度2件

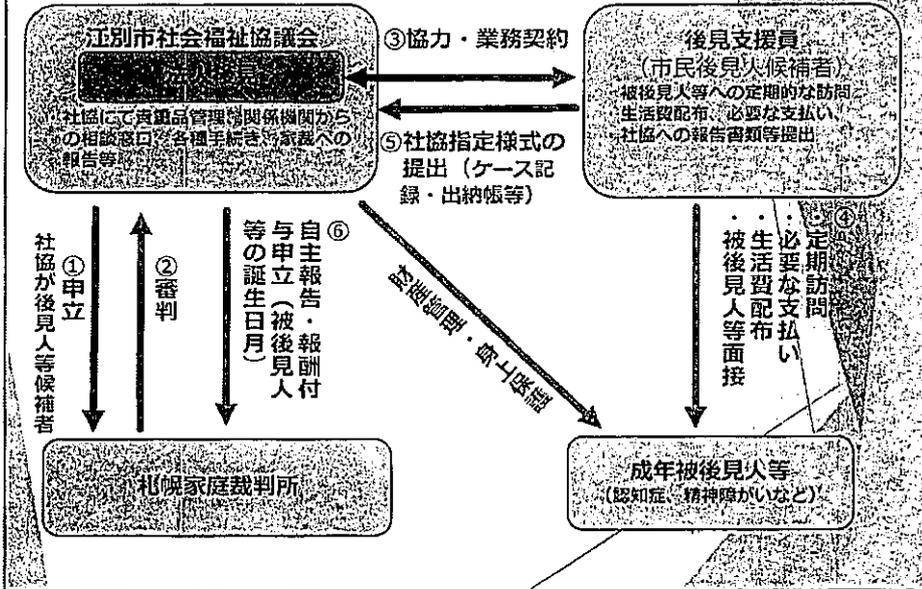
- ◆センター開設から延べ6件受任（後見3件、保佐3件）
- ・死去2件 R4.10.31時点 4件受任

江別市社協の市民後見個人受任について②

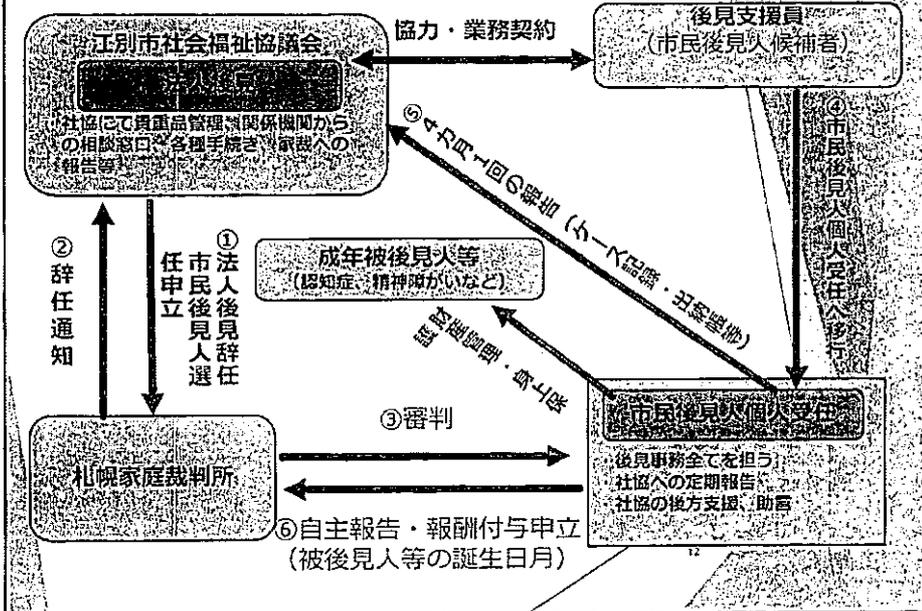
市民後見人個人受任後 社協の対応

- ◆就任時報告の確認
- ◆被後見人等に対し、最低月1回以上関わりを持つように依頼
- ◆4カ月1回社協職員と面談し、ケース記録・出納帳・通帳写しを提出してもらおう
- ◆家裁への自主報告・報酬付与申立書の確認
- ◆被後見人等死亡後の対応を同行及び助言
- ◆市民後見人への相談・助言
電話・メール・来所にて相談及び助言

～法人後見イメージ図～



～市民後見人個人受任イメージ図 (リレー方式)～



法人後見を実施するまで苦労したこと

- ①新規事業立ち上げのため社協としてノウハウがない
- ②市内の専門職（司法書士・弁護士等）がわからない
- ③金融機関が法人後見をわからない
- ④関係機関が法人後見をわからない
- ⑤その他

13

法人後見受任をしていて感じること

- ①生活保護受給者が多い（31件中20件）
- ②法人後見の長所
- ③法人後見の短所
- ④後見支援員について
- ⑤後見支援員の確保
- ⑥その他

14

法人後見の今後について

- ① 専門職の確保・連携
- ② 市民後見人個人受任
- ③ 関係機関との連携
- ④ 社協の法人後見について